

令和6年

行財政改革特別委員会会議録

とき 令和6年2月28日

品川区議会

令和6年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和6年2月28日(水) 午前10時00分～午後0時39分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 ことの孝子 副委員長 せお麻里
委員 高橋伸明 委員 えのした正人
委員 まつざわ和昌 委員 塚本よしひろ
委員 あくつ広王 委員 松永よしひろ
委員 山本やすゆき 委員 筒井ようすけ
委員 松本ときひろ

欠席委員 委員 石田ちひろ

出席説明員 久保田企画部長 佐藤企画課長
吉岡政策推進担当課長 遠藤財政課長
横田情報推進課長 河西情報戦略担当課長
堀越総務部長 黒田新庁舎整備担当部長
多並広町事業担当部長 勝亦総務課長
山下新庁舎整備課長 大友新庁舎建設担当課長
泉広町事業調整担当課長 中道都市開発課長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査およびその他を予定しております。

本日は議題に関連して、政策推進担当課長、情報推進課長、情報戦略担当課長、新庁舎整備担当部長、広町事業担当部長、新庁舎整備課長、新庁舎建設担当課長、広町事業調整担当課長および都市開発課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

また、石田ちひろ委員は本日欠席とのご連絡をいただいております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 特定事件調査

(1) 新庁舎等に関する事

○こんの委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

初めに、(1)新庁舎等に関する事について取り上げます。

本日は、新庁舎等に関する事のうち、新庁舎の基本設計について、および公有地の活用について取り上げますが、まず新庁舎の基本設計についての調査から先に行います。

理事者より、新庁舎整備に向けた検討状況について、ご説明をいただきます。

その後に、委員の皆様にはご意見・ご提案等をいただいて、活発な議論をしていただければと考えております。

公有地の活用については、新庁舎の基本設計についての質疑終了後に調査を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、理事者より、ご説明をお願いいたします。

○大友新庁舎建設担当課長

それでは、特定事件調査(1)新庁舎等に関する事で、新庁舎整備に向けた検討状況について、ご説明いたします。

初めに、1. 新庁舎の基本設計中間報告についてでございます。

新庁舎の整備については、令和5年1月に品川区新庁舎整備基本計画を策定し、今年度から新庁舎の基本性能を具体化する基本設計に着手しているところでございます。このたび、基本設計中間段階における建物計画や概算事業費、概算事業スケジュールなどを取りまとめました。別紙1をご確認ください。

まず、計画概要の建物概要ですが、前回の行財政改革特別委員会でお示しいたしました高さ約61.5mから約62.2mに変更になってございます。こちらは設計の深度化により変更が生じたものでございます。ほかの項目に変更はございません。

資料右上のパスは、新庁舎の暫定イメージとなります。建物の形状や色合いなどは現段階のものであり、今後、設計の進捗に応じて変更が生じてまいります。

続きまして、下段、新庁舎のコンセプト・設計方針です。

新庁舎のコンセプトは、基本計画で定めた3つの基本理念と6つの基本方針を踏まえ、区民の様々な

活動をつなぎ、多様なにぎわいをつなぐ庁舎、誰もが快適で使いやすく、気軽に立ち寄れる居心地のよい庁舎、高い環境性能と防災性能を持ち、将来にわたって使い続けられる庁舎としました。

このコンセプト実現に向けた設計方針としまして、窓口機能は、歩行者デッキや道路からアクセスしやすい低層部に集約配置する。

区民協働・交流機能は、イベント開催時など周辺街区と連携しやすい位置に設け、閉庁時でも区民に開放できるよう、他の機能と区分できるようにする。

環境性能は、吹抜け利用による換気・採光や、太陽光発電など自然エネルギーの有効活用をいたします。また、「ZEB Ready」の取得を目標といたします。耐震性能は、免震構造として、大地震時にも防災指令拠点として機能を維持してまいります。

続いて、敷地は、りんかい線上部も活用し、区民利用の多い低層部を広く確保いたします。また、各フロアの面積を大きくして、平面計画の自由度を確保してまいります。

災害対策関連の諸室と重要機械室は、災害対策要員が地上面に迅速に移動ができ、浸水しない位置といたします。また、区長関係諸室と近接して配置し、連携を強化してまいります。

保健所・保健センター機能は、独立して施設運営ができる位置といたします。

議場は最上階に配置し、議会関連諸室は、フロア単位でまとめて配置し、行政機能と明確に区分してまいります。

執務エリアにつきましては、レイアウト調整や将来の変化に柔軟に対応しやすくするため、エレベーターや機械室などのコアを外周に分散して配置いたします。

また、将来の区民ニーズに合わせ、レイアウト調整がしやすい窓口エリアとしてまいります。

続いて、2ページ目、動線計画でございます。

上段は、広町地区全体の外観イメージです。こちらは、令和5年3月7日付JR東日本の着工プレスリリース掲載資料に加工したものととなります。こちらにつきましても、資料1ページ目のパースと同様に現段階のものであり、今後、設計の進捗に応じて変更が生じてまいります。

下段は、広町地区全体の歩行者ネットワークのイメージとなります。大井町駅から補助163号線・しながわ中央公園につながる歩行者通路となるデッキや、新たに整備される区画道路、広場など、どの方向からでも接続できるよう整備してまいります。

続いて、3ページ目、立面計画です。現段階における、東・西・南・北のそれぞれの方角からの立面図となります。左上はJR車両センター側、右上は補助26号線側、左下はしながわ中央公園側、右下は大井町駅側からの立面図となります。

続きまして、4ページ目、構造計画・防災計画です。

新庁舎は、防災指令拠点として、高い耐震性やライフラインのバックアップ性能を設けてまいります。耐震安全性能については、国土交通省が定めた官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の最高水準である構造体I類、非構造部材A類、建築設備甲類を確保いたします。また、免震構造を採用することで、大地震時にも主要な機能を確保し、防災指令拠点として、地震発生直後から速やかに建物を機能させることを目指してまいります。

バックアップ性能は、エネルギーの多重化や、7日間電気を供給するための非常用発電機の整備、上下水道の途絶に備えた貯水槽や雨水貯留槽などを整備して、業務継続性を確保してまいります。右下の図は、停電時の電源供給（案）となっております。

続きまして、5ページ目、フロア配置計画でございます。

地下に駐車場、独立した動線・区画を確保できる1階に保健所、保健センター、低層部には区民の窓口利用が多い部署を配置して、区民の利便性を高めてまいります。また、区民交流スペースも低層部に設けてまいります。

災害対策関連の諸室と重要機械室は、災害対策要員が地上面に迅速に移動ができ、浸水しない位置といたします。また、区長関係諸室と近接して配置し、連携を強化してまいります。

中間部に執務スペース、最上階に議場、議会関連諸室を配置する計画です。国および都の機関につきましては、現在、配置の調整中でございます。

続いて、6ページ目から8ページ目は、平面計画となります。各階の平面図となっております。

繰り返しとなりますけれども、地下2階、地下1階は駐車場を整備し、1階に車寄せを設ける計画です。

1階、2階、3階に赤い三角で示した箇所、こちらが庁舎の出入口となっております。

また、3階には広場および歩行者の通路のデッキを整備いたします。区民交流スペースは、イベント開催時など、周辺街区と連携しやすく、閉庁時でも区民に開放ができるよう、区分けしやすい位置に設けてまいります。

各執務エリアは、広く、見通しがよく、まとまったスペースを確保してまいります。

13階は議会関連諸室となり、屋上部は、展望広場として緑化をする計画でございます。

続いて、9ページ目、概算規模、概算事業費、概算事業スケジュールでございます。

現庁舎の規模は、本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、議会棟、駐車場で約4万6,000㎡となります。この面積には、現在、国および東京都の機関が使用している面積も含まれます。

新庁舎の規模につきましては、約6万1,000㎡となり、待合スペースや通路面積の確保、執務スペースの改善、保健所機能の強化、区民交流スペースの整備などにより、1万5,000㎡の増となっております。規模につきましては、基本計画で想定した約6万㎡通りとなっているところでございます。

概算の事業費は、図面にに基づき積算したところ、建設資材の高騰、労務費の上昇の影響などを含め、約560億円を見込んでございます。

概算事業スケジュールについては、外部有識者の意見を取り入れた設計事業者の選定や、働き方改革を考慮した工事期間の設定などにより、約9か月の延伸となり、新庁舎の供用開始を令和11年1月上旬と見込んでございます。

事業費、事業スケジュールにつきましては、今後の設計の中で、さらなる工夫により精査を図ってまいります。

初めの資料にお戻りください。

引き続き、2. 都市計画に関する手続きについてご説明いたします。

新庁舎の整備に伴い決定・変更する都市計画の素案として取りまとめた内容を近隣に説明する説明会を実施いたします。日時、会場、対象範囲、今後の予定につきましては、記載のとおりとなっております。

都市計画の素案の具体的な内容については、別紙2をご確認ください。

この資料につきましては、説明会の当日に配付させていただく資料となっております。

計画地は、右上の平面図に示す、赤枠で囲んだB-1地区となります。このB-1地区の容積率の最高限度を600%とすること、建築物の高さの最高限度を75mとすること、B-1地区内にかかる広

場3号と歩行者専用通路7号、8号の整備などを定めるものとなります。

左下のスケジュールをご確認ください。この説明会の後に、東京都に都市計画に係る企画提案書の提出、都市計画案の公告・縦覧、都市計画審議会を経て、令和6年度中に都市計画決定し、令和7年度の工事着手を予定しております。

最後に、別紙1、資料2ページ目の資料について、少し訂正をさせていただきたいと思います。

資料2ページ目のネットワーク図において、広場3号の位置を示す旗揚げの線が消えておりました。広場3号を示す位置につきましては、先ほど別紙2で示させていただいてございます広場3号の位置となりますので、旗揚げの線が消えていたこと、訂正させていただきます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきましてご質疑、ご意見、ご提案等がございましたら、ご発言願います。

○松永委員

私から2点確認をさせていただきたいのですが、6ページの駐車場についてなのですが、今現在の駐車場は、よく満車でなかなか入れないという状況であって、今後新しいところで約150台ということなのですが、これは大丈夫なのかということと、もう一つ、エレベーター、地下1階のほうにはないのですが、地下2階のほうに1基だけ黄色くなっておりますが、1基で大丈夫なのかという、その辺をお伺いしたいと思います。

もう一つが、例えば夜間、どこの入口から入るのかというのが示されていなかったもので、例えば私たちも、今現在では2か所、夜間入口と本庁舎1階の駐車場から入れるような形になっているのですが、どのような構造になるのか教えてください。

○大友新庁舎建設担当課長

まず駐車場の台数につきましてになります。こちらのほうですが、駐車場の台数、現在、本庁舎および第二庁舎の駐車場の台数より一定少なくなる台数として、150台を予定してございます。

こちらの駐車場につきましてなのですが、現在、整備する駐車場以外にも、地区として全体で広く駐車場が整備される形にはなっております。そういう駐車場との連携も含め、現在検討しているところではございますけれども、駐車場の一般利用につきましては、隣接した広場1号やJR棟に整備される駐車場、また、B-2地区の今後の整備なども含めて、今後広く地区として考えてまいりたいと考えてございます。

続きまして、エレベーターにつきましてですけれども、エレベーターにつきましては、地下の駐車場、今お示しをさせていただいているところに行きますと、ちょうど右下の部分にエレベーターがあるかと思っておりますけれども、このほかにも地下の駐車場、地下から14階まで通ずるエレベーターのほうを考えておまして、その配置については、今現在、非常用エレベーターの配置ということで検討している段階でございます。プラスで確保するというところで、検討を進めてまいります。

続きまして、夜間の出入口なのですが、1階の平面図、6ページをご確認いただければと思います。こちら、今3か所、赤い三角で書いてあるところ、出入口となっておりますけれども、このうちのどこか1か所ないし2か所を夜間出入口として整備することで、今検討を進めているところでございます。

○松永委員

先ほどの駐車場の件ですが、近隣のJRのところをお借りするということなのですが、これは一回上

がって、またその区役所に向かうという形になるのでしょうか。そのまま地下から移動できるという感じは考えていないということでもよろしいでしょうか。

○大友新庁舎建設担当課長

こちらのほうなのですが、接続という意味では、JRの整備する駐車場、広場であったり、商業棟のところから庁舎に直接の接続が地下等であるものではございません。一度地上部に出て渡っていただく形になるということと、JRの駐車場が、庁舎の利用という形での利用ができるかということにつきましては、今現在のところの調整では、できるという確約があるものではございません。今後の調整という形であるものでございまして、今確保できているところの駐車といたしましては約150台、現庁舎が200台程度であるのが150台となるということで、周辺の駐車場利用も含めて、今後検討してまいりたいというところになります。

○松永委員

私、少し気になったのが、一般の来庁者の方の駐車場と職員の駐車場の割合というのを知りたくて、よく私たちが車で来るときもあるのですけれども、そういった時もなかなか入れないというところもあるので、今現在、150台のうち、職員の割合と一般の割合というのを考えていらっしゃるのでしょうか。どのくらいなのか教えてください。

○大友新庁舎建設担当課長

まず現庁舎の割合ですけれども、現庁舎では公用車が110台程度、一般車が90台程度という割合になってございます。

今後ですけれども、整備するところといたしましては、公用車が100台程度、一般車が50台程度の内訳となる想定で考えてございます。

○松永委員

ぜひ、そういったところを考えていただければ助かるなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

今の松永委員の説明のところ、100台が公用車ということで今伺ったのですが、公用車というのは何を指すのかというところを教えてください。100台というのは、どういうものなのか、内訳、もし簡単に分ければというところで。

それと、これは会派のほうから確認してくれと言われたのですが、駐車場のところで言うと、今、起震車なども置いてありますが、こういったものがきちんと収まるスペースなのかということ。我々、トイレットレーナーなどというのも導入を提案していますので、それなりの高さが確保されているのかどうかというところをお伺いします。

○大友新庁舎建設担当課長

まず公用車の内訳なのですが、今、正確に把握しているところではございませんけれども、黄色い道路維持管理車であったり、一般の打合せ等々、移動するために使っているもの、運搬等で使うハイエースなど、様々な公用車があるかと思います。内訳の詳細を把握していないところで、申し訳ありません。

あと、高さにつきましては、こちら、3.2mの高さまで出入りができるところで考えているところでございます。また、屋外にも大型がとめられる駐車場を確保しておりますので、そこについては天井

がないところになりますので、高さの制限がないというところも一部確保はあります。

○あくつ委員

現状、公用車は何台なのかというところですが、本庁舎と、今このエリアで今回改築になる部分で、どれぐらい公用車が。今おっしゃられた数があつて、150台のうち100台は公用車で、いわゆる外来というか、訪問する方については50台という、こういうことの理解でいいのでしょうか。

○大友新庁舎建設担当課長

公用車の台数につきましては、こちらが今ぴったり最新の状況かというところはあるのですが、110台あまりの台数と把握してございます。残りの台数が一般利用という形になってございます。この公用車の台数につきましては、東京都が管理する、利用する車両等も含まれてございます。

○あくつ委員

そうすると、繰り返しになりますが、来庁者の車が40台分しか。出たり入ったりもあると思うのですが、公用車の部分は、普通の車がとめられなくなったりしていることも、そういうふうに指定されている場合もあるので、いわゆる来庁者分としては40台という理解でいいのでしょうか。また、そういう説明はこれからされるのでしょうか。

○大友新庁舎建設担当課長

今整備できる駐車場の台数といたしまして、約150台を検討しているところではございますけれども、公用車の台数につきましては、今現在、こちらでとまっている台数を全て新庁舎に持っていくのかどうかというところの台数精査もあるかと思えます。そこを踏まえて、一般利用の台数をできるだけ確保していくという形で考えていきたいと思っております。

○あくつ委員

結論は分かったのですが、もう一回お伺いしたいのですが、現状では一般車両、来庁者の車の台数はどれぐらい確保しているのか、分かれば教えてください。

○大友新庁舎建設担当課長

現状は90台です。

○あくつ委員

そうすると、一般来庁者の車が90台で、これからそれが、増減があるとしても、40台前後ぐらいになる可能性があるということで、半分以下になる可能性があるということなのですが。その辺り、そういう理解でいいのか、区民がそれで理解していただけるのかどうかというところで、もしかしたらこの議論は前にあったのかもしれないのですが、もう一回確認させてください。

○大友新庁舎建設担当課長

とめられる台数のところにつきましては、一般利用者の確保のところにつきましては、今後設計や運用の中で、また引き続き精査してまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員

駐車場のところは最後にしますが、そうすると、庁舎が新しくなって、今でも、先ほど松永委員からあったように、日によって、また時期によって、月末・月初とか、年度末とか、年度の初めであるとか、かなり混む状況もあつたりもするので、そのところは区民の理解を得られるように、最大限一般の来庁者の台数というのは確保していただきたいということを要望させていただきます。

それと、免震構造のところでお伺いさせていただきます。資料1の4ページ、その上のところで、免震構造を採用し、大地震時にも主要な機能を確保し、地震後もほとんど補修することなく建物を機能させる

ことを目指しますということで、免震構造のことは先日もお伺いしましたけれども。この免震構造の採用、品川区役所も補修をして免震構造に現庁舎もしていると思うのですが、免震構造にした場合に、例えば震度7とか、最大限今想定できるような地震が起きた際に、どれぐらいの被害を抑えられるのか、想定しているのか。また、それがこの免震構造を採用することによって、ここに書かれているような、そのままほとんど補修することなく建物を機能させるということがどこで担保されているのか、確保されている、そういう基準があるのか、どういう状況を目指しているのか、もう少し具体的に教えてください。

○大友新庁舎建設担当課長

まず免震構造の点と絡めまして、耐震安全性能のところについても少し触れてご説明をさせていただきます。

まず耐震安全性能のところのページとして、4ページをご確認ください。4ページ目の左上の部分になります。

今回目指している耐震安全性能といたしまして、国土交通省が定めた官庁施設の総合耐震・対津波計画基準というものがございまして、その中で、構造体として、まずI類ということで、大地震の後、構造体の補修をすることなく建物が使用できるという安全性能を確保してまいりたいというところがまず1点でございます。

構造体については、このような大補修をすることなく建築物を使用できることを目標としているというところがあるのですけれども、また、免震構造を使うことによりまして、非構造部材もしくは中の什器関係等々が被害をできるだけ受けない形の構造にしていきたいというところで、そのままの状態、大地震、今回7とか、そういうものを想定していく中においても、通常の最低限の業務はそのままできるということを目指して、今回、免震構造および構造体I類というところで設定をさせていただいたというところがございます。

○あくつ委員

そのとおりの基準だと思うのですが、例えば能登半島地震において、官公庁がこの基準にのっとってつくったものがあって、一部震度7というような報道もありましたが、そういったところで今おっしゃられたことが機能しているのかとか、それは直近過ぎてデータがないのかもしれませんが、例えば、熊本地震においてとか、東日本大震災において、もしかすると当時の基準は、それをもとにできた基準かもしれませんが、はっきりとはしていないのかもしれませんが、何かそういったもので実例が、本当に庁舎としてそのまま基本的な機能を発揮することができたとか、これにのっとってつくって、そういった実例があるのか。その辺を、区民に私、説明する際に、実はこの基準にのっとってつくったら、何々地震では、どこの庁舎ではきちんと機能したのですということでの説明ができるので、その辺り教えていただきたいということが一つ。

それと、最後の質問をしてしまいますが、右側のバックアップ性能の6階部分に機械室、図を見ると全部グレーになっていて、全部機械室というところで、いわゆる発電施設等が全部ここに、水没しないように6階に上げてあるという説明がありましたけれども。オイルタンクについては地下に置くということですが、これについては、こういう14階建ての一応高層建築物ということになっていきますけれども、大体真ん中ぐらいにこういうものを置くというのが今スタンダードなののでしょうか。発電機等が動いた場合、轟音が発するというか、私、昔発電機の本社にいたことがあるのですが、かなり大きな音をするということもあるでしょうし、このオイルタンクは地下にあるということですがけれども、この接続

等については大丈夫なのかどうか。もしくは、法令上、これは地下に置かなければいけないということになっているとか、そういうところで仕方なく地下に置いているということなのか、その辺りのご説明をいただければと思います。

○大友新庁舎建設担当課長

大地震時に機能した事例というところにつきましては、構造体のところにつきましては、事例というところの把握ではないのですけれども、免震構造のところにつきましては、今回、能登半島地震で報道上の確認なのですけれども、制震とか耐震構造においては結構被害が出ているというところなのですけれども、免震構造においては被害が少なかったという事例を我々として把握しているところがございます。

また、今回、有識者の方からも聞いた話なのですけれども、トルコ地震においても、トルコのほうでも制振・免震それぞれあったようなのですが、免震構造の建物が非常に被害が少なかったということ、有識者の方からもお聞きしているところがございます。

続きまして、機械室が6階にあるというところについて、一般的かというところにつきましては、マンション等も含みなのですけれども、地下に整備することが多い、もしくは、1階に整備することが多いという形になるかと思えます。

こちらにつきましては、機械室というものが一定の重量があるものなので、建物の中で高くなればなるほど構造上は不利になるというところもありますので、一般的かと言われると、6階と、中層階というところは、そこまで一般的ではないのかなとは思いますが。しかしながら、今回、浸水、また、使い勝手等々を考えたときに、構造上でも問題ない位置というところで、6階に整備することができるというところの中で、6階の整備を考えているところがございます。

また、オイルタンクにつきましては、オイルという発火するようなものというところにおきましては、建物外に整備するところというところで、敷地の中ですが建物の外に整備してございます。

○あくつ委員

そのとおりでなと思うのですが、オイルタンクは地下で、これは、そうすると、6階まで接続して重油なり何なりで発電機を回さなければいけないというところで、その接続がまず大丈夫なのかなというのが。地下であれば、6階まで上げなければいけないというところで、専門的なところが分からないので、そのところがもし分かれば教えていただきたいということです。

免震構造のところは、私もその記事は最近読みましたので、能登半島で免震の建物の被害が少なかったというのは分かったのですが、公官庁において何かそういう事例があれば分かりやすいかなと思ったので、質問させていただきました。

最初の部分だけお答えいただけるとありがたいです。

○大友新庁舎建設担当課長

地下に持ってきたオイルタンク、オイルを発電機まで持っていく手法といたしまして、検討自体、具体的な設計はこれからなるのですけれども、その耐震性能等々、万が一のときに破損等ないような形での設計を進めてまいりたいと考えているところがございます。

○こんの委員長

ほかにごきますでしょうか。

○高橋（伸）委員

2点質問させていただきます。

まず1点目が、別紙1の1ページの高さのところなのですけれども、約62.2mで、屋上設備が

あって、その設置場所は約7.5m超という記載があるのですが、3ページで言うと、パースではなくてもいいのですが、どこの部分にその防災設備が現れてくるのかというのを教えていただきたいのが1点です。

それと、もう1点が、9ページの概算事業費のところ、特殊要因で20億円というのが事業費として示されていますけれども、特にりんかい線の影響対策というのは、具体的なところ、どういう対策を考えておられるのかというのを教えていただきたいと思います。

○大友新庁舎建設担当課長

まず高さの部分につきまして、別紙1の3ページ目、どこに反映しているかというところにつきましては、建物の躯体としまして約6.2mというところはあるのですが、屋上設備などの設置箇所というところにつきましては、設備等々がこのパース等々ではまだ反映しているところではございませんので、アンテナとか屋上に来る空調設備等々の機器の設備が屋上に今後載ってくるという形になります。

2点目ですけれども、りんかい線の対策、影響工事というところについてですけれども、りんかい線が地下に走っているというところを踏まえまして、振動のある工事であったり、今、りんかい線の上に土が載っていて、土の載荷重があつてりんかい線が抑えられているところはあるのですが、それを取ってしまうことによって、りんかい線自体が浮き上がりをするおそれもあるというところもありまして、そういうところを抑える対策工事であったり、それを踏まえて、そういう浮き上がりを防止するために工法を選定するであったり、りんかい線に何かしらの影響を与えていないかということで、計測等々をする必要があるかと思えます。そういうような計測費などが積み重なってくるのかなと思っております。

○高橋（伸）委員

1点目のところは、いずれこれはパース上でも反映していただくという考えでいいのか、もう一回、よろしくをお願いします。

それと、2点目のりんかい線のところも関連すると思うのですが、地下水の対策というのは、JRが今やっているところでも、この地下水というのは、それが工事の遅れにもなっているのかなと私は思っているのですが、この20億円というところで見ると、どれぐらい地下水の対策というのは、これは見えないところなのは当然お答えできるかどうかあれなのですが、どの程度内訳として見込んでいるのかというのを教えていただきたいと思えます。

○大友新庁舎建設担当課長

まずパースなのですが、パースは現段階のものというところにおきまして、より具体化、また、外観のイメージ等々、材質等と色が決まってくる段階で、それぞれ更新していきたいと考えております。その中で、設備等々、より具体的なものが屋上等も決まってくる段階で、より新しいものという形で反映できればと考えてございます。

また、地下水対策におきましては、こちら地下水位が一定の段階で出てくるというところは、ボーリング調査の結果から理解しているところでございます。今回掘削する範囲におきましても、掘削するレベルにおいてもう水が出るというところで、地下水対策は見込んでおります。

地下水対策、どのぐらいの金額かというところにつきましては、対策工法様々ある中で、ポップアップになると思うのですが、具体的な金額をこの場でお示しすることはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○松本委員

先ほどの駐車場の点なのですけれども、事実上50台になるかもというのは結構大きなところかなというのがありまして、例えば、こちら区議会のほうで言うと、区議会議員選挙があるときは、街宣車、選挙カーがもう大量に区役所の周りに来ると。場合によっては、最近の動向からすると、立候補者が60人ぐらいになっていて、場合によっては60台、告示日の当日にだ一っと押しかけてくるというふうなこともあり得るのではないかなと思います。これに限らず、50台を超える来庁者が同時に来るとことは想定されるのかなと思っていて、例えば選挙の場合とかも、自分事なので恐縮なのですが、1分1秒早く選挙カーに乗って出ていきたいみたいなのところがあって、そうすると、庁舎の中の駐車場なのか、外部駐車場なのかというのは、結構大きな違いなのではないかなと思っています。

そのように考えると、これは設計の段階なので、どこまで運用の話进行を想定するかではあるのですが、キャパシティとして150というのがある程度想定されるということは、運用もある程度考える必要があると思います。そのときに、例えば、ある特定の日の特定の時間に一定の来庁者数が多いということが想定できる場合には、例えば、新庁舎に置いてあった公用車を、ほかの区内の区が持っている駐車場に移動させて、ある程度空きをつくるというふうな運用が想定できるのかどうかというのが1点。

先ほどJRを含めて、周りの駐車場の利用も、まだ確約は取れていないけれども、一応検討はされているという話だったのですが、検討されているというのは、今2時間以内であれば、庁舎利用者については無料というふうなことを運用としてされていると思うのですが、それを、JRが整備される駐車場でも、例えば2時間使う分には無料という運用をこれからお願いする感じになると思うのですが、そういうことを今想定、検討されているのか、2点お願いします。

○大友新庁舎建設担当課長

運用の面というところにつきましてですが、現在、様々な運用検討はしているところではございますけれども、まだ固まっているところではございませんで、実際に外の駐車場に公用車を出して、そこでとめる場所があるかということも含みなのですけれども、精査がまだ終わっているところではございません。引き続き検討はしていきたいというところと考えているところでございます。

また、JRとの連携というところにつきましては、まだフラットな状態なところでございまして、あくまでもJR側にも駐車場が整備されるというところの事実というところまでにとどまっているところでございます。

運用につきましては、その利用状況等も踏まえまして、必要とあらば、JRの駐車場の利用等々も協議の対象になってくるのかなというところと考えているところでございます。

○黒田新庁舎整備担当部長

駐車場のところのご指摘でございますが、現在、新庁舎で計画しておりますのは、いわゆる庁舎の規模で附置義務を満たさなければならないといった意味では、必要十分な駐車場は確保しているところでございます。

現庁舎との比較の中で、少し区民サービスが低下するのではないかとか、使い勝手が悪くなるのではないかとご懸念があるということは、質疑の中でも重々私ども受け止めております。広町地区全体の中でいろいろ駐車場、JRが整備するものもありますので、そういったところの運用も含めて、区

民の皆様がご利用しやすいような庁舎になるようにということも含めて、今後も関係者と調整を図ってまいりたいと考えてございます。

○松本委員

基本設計の段階なので、どこまで想定するかというのはありますし、今日のご答弁を受けまして、これからということも理解はできました。

先ほどの選挙のところは、やはり懸念されるのは、例えば60とか70とか街宣車が動く、選挙カーが動く場合に、近いところにきちんとした駐車場にとめられないと、路上駐車とかが増えてくるとか、これは当然候補者側の問題で、それは本来きちんと駐車しないといけないとは思いますが、場合によってはそういうことも想定され得るということは、いろいろな起こり得ることを想定しながら、今後、設計がある程度固まってきた段階で、運用も頭に入れていただきながら、いろいろ想定していただければと思います。

○このん委員長

ほかにございますでしょうか。

○筒井委員

私からは3点ほどあるのですが。駐車場の件で、少ないのではないかなというようにご議論も出ておりました。もっとも完成するのは2029年1月予定ということで、そのときにどれだけ自動車の需要があるかどうかという問題もありますし、また一方で、何か大きなイベントがあったら駐車場は必要ではないかという話も当然だと思っております。

一方、そこでちょっと関連しまして、2029年といいますと、ゼロエミッション東京ということで、東京都でも温室効果ガス排出量50%削減ということで、2030年にはカーボンハーフ、品川区でも、ゼロカーボンシティしながわ宣言ということで、2030年のカーボンハーフ、二酸化炭素排出量50%削減ということを中期目標として掲げておられるのですけれども。そうすると、そのカーボンハーフのためにも、そうしたゼロエミッション・ビークルというか、電気自動車とか、いろいろそれに対応していかなくてはならない。そのためには、充電設備とか、そうしたことも、完成する2029年においては、ある程度充実させていかなくてはならないと考えているのですけれども。その点、区としては、駐車場の充電設備とか、そうした環境対応をどうお考えになっているのかをお知らせください。

○大友新庁舎建設担当課長

駐車場の充電設備というところの環境対策についてご回答させていただければと思います。

新庁舎に整備する駐車場におきましては、一定充電できる設備、エコカーといいますか、EV車といいますか、そのような車の充電できる設備を設ける形で検討を進めているところでございます。

○筒井委員

2029というのはかなり大きな数字かなと思っておりますので、カーボンハーフの目標の年である2030年の1年前ということなので、しっかりとご対応いただければと思います。

また、補助26号線に向けて歩行者専用通路が幾つか、2号、3号、4号、補助26号線に出る側の通路があるのですが、確認させていただきたいのですが。

今現在、商店が幾つか東急線の下にあると思うのですが、あの商店の方々はどうなっていくのか。立ち退きとか、そうしたこととか、そうした再編を考えられているのか、お聞かせください。

○泉広町事業調整担当課長

広町地区から出ていく歩行者専用通路のお話ということで、私のほうからお話をさせていただきます。

今委員からお話ございました歩行者専用通路2号、3号、4号というところが、今委員からお話がありましたとおり、東急の高架下を抜けていくという形で計画されてございます。そのうち、商店の在り方というところでございますけれども、こちら、今、関係者のほうと協議を重ねながら、一部お店がなくなるところなども出てまいりますけれども、いずれにしましても、今関係者と協議をしながら、どういった構造で抜いていくかとか、そういった協議を重ねているところでございます。

回遊性の向上に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○筒井委員

当事者、関係者の皆様のご納得を得られるような方法で、そうしたお話を進めていっていただきたいと考えております。ぜひよろしく申し上げます。

あと、近隣説明会についてですが、広町地区240mの範囲、これでご説明されるということですが、これは都市計画法上の最低限の範囲なのか、あくまでもこれは法律にのっとって粛々とやっていくもので、範囲もこの程度のものなのかということを確認させていただきたいと思います。

○大友新庁舎建設担当課長

この範囲につきましては、都市計画法上、この範囲でやらなくてはならないという形で決まっているものではございません。今回、この説明会を実施するに当たりましては、事業者としての立場として実施するものでございまして、基本的な考えでいきますと、建物の高さから2倍の範囲で今回周知をさせていただくということで考えているところでございます。

この範囲につきましては、JRの周知範囲、既に広町のときに実施している範囲と同様の範囲で実施していくというところで考えているところでございます。

ちなみに、この範囲につきましては、少し補足なのですが、中高層の紛争予防条例に基づいて実施していくというところでございます。

○筒井委員

JRの周知範囲ということと、条例にもあるということでしたけれども。具体的に新庁舎の計画というのも、イメージ図が出てきて、かなり煮詰まってきた状況かなと思っているので、もう少し説明を広域にしてもいいのかなということも考えているのですけれど。今後の周知の在り方、どのように区民に向けて説明していくのかということも含めて、もう少し広報していったほうがいいのかと考えているのですけれど、その点いかがお考えでしょうか。

○大友新庁舎建設担当課長

区民周知につきましては、今後、基本設計等々を取りまとまった段階で、また広く実施していきたいと考えてございます。

○山下新庁舎整備課長

ただいまご質問がございましたこちらの近隣説明会の実施等々につきましては、広報しながら等の掲載によりまして周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○筒井委員

説明会の周知とともに、ある程度ここまでかなり具体的にお話が出てきているので、そうした全体の概要というのも広報しながらで周知していったらいいのかなどは考えているのですけれど、その点いかがお考えでしょうか。

○山下新庁舎整備課長

今現在考えておりますのは、こちらの開催、実施をするよということの周知ということで、紙面等々

の制約等々から今調整に臨んでいるところでございまして、現段階での検討としては、そのような状況でございます。

○筒井委員

当然、説明会の開催告知ですから、今回資料に示されたようなイメージ図とか、そうしたこともそろそろ出していくというお考えでしょうか。

○大友新庁舎建設担当課長

イメージ等々も固まってきて、建物概要も固まってきている段階でございます。今後、さらに基本設計の後段といたしまして、取りまとめをさらに精度を上げたものとして、全体周知ということで、区民の皆様にもまたご説明できる機会を新たに設けていきたいと考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○まつざわ委員

1点、私も駐車場に触れようと思っております。そもそもこの区画道路がTの字にあって、駐車場の入り口というのは、この区画道路のTの縦棒のところに入るのですか。

○大友新庁舎建設担当課長

駐車場の出入口の箇所につきましては、南北道路、新たに整備される縦の道路、そちらのほうから車に入っていただく形を想定してございます。

○まつざわ委員

この縦のところですね。そうすると、ここから入って行って、質疑を聞いていると、一般の車は50台ぐらいだと。私も感覚的には少ないのかなというのが本音です。現状パンパンなのに減らした理由とありますか、全体の建物を考えれば、現在のところで足りているから、これ以上駐車場をつくることがない。だから、例えば、地下は2階しか掘れないし、これ以上はできない。そうなのか、例えば、DX化が進む中で、そもそも車での来庁者数というのが減るという見込みなのか、そこら辺を教えてください。

○大友新庁舎建設担当課長

駐車場の台数全体につきましては、見込み等々の想定もしているところではございますけれども、こちら、一定DXが進むからもっとどんどん減るといふところの考え等々ではなく、全体として150台の確保といふところにつきましては、附置義務が現状、この建物規模では105台で大丈夫であろうといふところにつきまして、上乗せで150台整備していきたいという考えに基づいて、今回整備を進めているところでございます。

○まつざわ委員

そこで、足りない部分は、地域の駐車場、民間の駐車場を使ったりといいますが、現状は、ご存じのとおり、大井町の周りの駐車場というのは常にパンパンなのです。そうすると、なかなか対面の駐車場を利用するというのは難しい。だから、JRとの協議になる。また、例えば、公用車を置くのは、現状、今の庁舎が残るとしたら、その下に置くこともできると。

いろいろな想定がある中で、最終的に言いたいのは、要は、他力本願という言い方は失礼ですが、ほかの施設がもしかして絡むから大丈夫という考えが私の中ではよくなくて、できればやはり確実に、もうこの庁舎でしっかりできますよと。例えば、こんなすてきな広場ができれば、やはり車で来たいなど。区民だけではなくて、いろいろな方が来場すると思うので、願わくば、ほかのところとの連携という部

分を見越して想定するのではなく、ここでうまく収められるという、そういった想定ができるように要望いたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○えのした委員

私からは1点だけ。ほかの委員からもご質問がございましたが、5ページのフロアの配置計画で、6階のほうは防災と重要機械室、1ページ目にも災害対策機能として、区長関連諸室と隣接して配置し、連携を強化するというので理解をしたのですけれども。それ以外のフロア、例えば、区長7階などというのは、もしかすると、防災の面から、消防車のはしご車が届く階数とかはよく聞きますけれども、それ以外の、その上に子ども・教育、都市環境、まちづくり。議場は最上階ですから、そこに議会関連諸室が近いほうがいいのかというのはあると思いますが、利便性も含めてお考えだとは思いますが、こういった考え方でこのフロア分けをされているのか、お知らせいただけませんか。

○大友新庁舎建設担当課長

こちら、まずはしご車等々の考え方を考慮した配置かということにつきましては、結果としては、一般的なしご車は30m程度かと思えます。そちらのほうが届く範囲ということにおきまして、6階は届く範囲という形にはなるのですけれども、今回、運用面を中心に考えて配置をしたというところがございます。

実際に非常時、消火活動や避難を考慮して、非常用エレベーターを2基設置するというところにおきましては、14階と屋上等々からも避難経路を十分な確保というところは考慮して計画を立てているところではございます。

○えのした委員

防災の面は理解しました。それ以外の階の配置というのは、何か他区の事例ですとか、今この庁舎のフロアに倣ってなのか、新庁舎で14階建てになるときは、やはりこういった階層でまちづくり、都市環境、子ども・教育、区長・企画・総務ですとか、その下、窓口も含めて、もちろん区民の利用者の利便性も含めて考えられていると思いますが、その階層配置はどういうふうにされたというのをご説明をお願いいたします。

○大友新庁舎建設担当課長

その他の各所管等々の配置の考え方なのですけれども、まず低層部のほうから区民利用を基本的に考えて配置をしているというところがございます。保健所・保健センターというところにおきましては、一定診療機能というところで独立した区画等々を設けなくてはならないというところで、道路からの利便性、また、独立した区画を設けやすい位置ということで、1階に設けているところがございます。

また、2階、3階、4階、5階、この低層部のところにつきましては、区民利用が特に多い利用の窓口がある部署の配置ということで、配置をさせていただいてございます。

また、6階、7階につきましては、先ほどお話をいただいたとおりの考え方での配置となっております。

その上につきましては、子ども・教育というところにつきましては、一定窓口利用として低層部に設けたところ以外としても、ある一定の窓口利用がある、相談もあるというところで、できるだけ下のところに配置をしたという計画でございます。

また、都市環境、まちづくり関係、一体となってまちづくりというところの組織を集めたほうが良い

ということで、この中層部に配置しているというところでございます。

また、その上、少し空白がありますけれども、会計・監査・選挙、独立した機関等々、また、その他機関を配置いたしまして、最上階に議場を持つてくるというところにおきましては、このフロアに議会機能を持つてきたという考えで配置をさせていただいているところでございます。

○えのした委員

ありがとうございます。確認ができました。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本委員

では、私からは、今後のスケジュール関連についてお教えてください。

別紙2の左下、スケジュールのご記載がありますけれども、事業者任意説明会を開催されると書かれておりますが、これはどのようなものかということと、何事業者ぐらい参加されるご予定なのかというのがもし分かれば教えていただきたいというところです。

それから、今後実施設計、そして、施工ということで進んでいくと思うのですが、この実施設計や施工業者の事業者選定の時期やその方法など、見通しについて教えてください。

それから、今後、色合いとか緑化範囲を決めていくというところですが、この決め方など、現状どのようにお考えかということで教えてください。

この詳細設計を詰めていく上で、取り入れられる区民の皆様のアイデアもあるのではないかと思います。より多くの区民の方々に関わってもらうことで、そういった区民の皆様にとって愛着のある庁舎になるということもあるかなと思っておりまして、そういった考えから、区民の皆様のアイデアを今後、竣工までの段階で様々集めていくということをご検討されているでしょうかというところがございます。

○大友新庁舎建設担当課長

まず別紙2、左下の部分の事業者任意説明会というのはどういうものかというところにつきましてですが、こちら、当日お配りするまとめの概要の資料になるのですが、こちらのほうは請け負うような事業者に対して行う説明会という形ではなくて、都市計画を変更するに当たって、少し関係するであろう、影響があるであろうという周辺の方に対してご説明の機会を設けるというものになってございます。こちらのほうの実施については、4月の中旬を予定しているところがございます。

また、続きまして、事業者選定についてなのですが、こちらの事業者選定につきましては、令和7年度着手の工事を考えているところがございます。令和7年度に工事を着手するに当たって、その前段で工事業者を選定していかななくてはならないというところにつきましては、今現在どのような形が一番最適かというところで、具体的な手法を検討しているところがございます。

あと、補足といたしまして、先ほどの事業者任意説明会ところにつきましては、この事業者というのが、イコール区が事業者となっているので、区の説明会、区が行う説明会という認識をいただければと考えてございます。

次ですが、色とか材質とか、今後、新庁舎の見栄え等々の決め方についてなのですが、今回、基本設計の段階におきまして、特に環境性能等々を考慮して、このような形状等々が決まってきたところではございます。そこに対して、どのような庁舎になるのかというところの見栄え等々は、色であったり、材質であったりというところで、意匠、これからデザインしていく形になります。

この意匠をする段階の決め方につきましては、設計が進む段階で、このような場であったり、様々な場を通して意見をもらいながら決定をしていくものと考えているところでございます。

続きまして、区民の意見を踏まえた詳細設計の実施というところにつきましては、基本設計がまとまった段階で広く説明等々をしていく段階で、区民の方からのご意見等々もまた併せて聴取したいと考えてございます。その聴取した意見を踏まえて、詳細設計をより適切に進められればなということと考えてございます。

○山本委員

この事業者の意味等、理解いたしました。

区民の皆様アイデアを聞いていくというところについては、ぜひ、今後の区民の皆様への説明の機会で、アイデアを聞いていただく場を設けたりしながら、検討を進めていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかになければ、これで新庁舎の基本設計についての調査を終了いたします。

都市開発課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

次に、公有地の活用についての調査を行います。

理事者より、旧荏原第四中学校跡地活用方針策定に向けた検討状況について、西五反田保育園および西五反田シルバーセンターの改築に伴う旧第一日野小学校の活用についてご説明をいただきます。

その後、委員の皆様にはご意見・ご提案等をいただいて、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者より、ご説明をお願いいたします。

○吉岡政策推進担当課長

それでは、私のほうから、公有地の活用というところで、旧荏原第四中学校跡地活用方針の策定に向けた検討状況ならびに西五反田保育園および西五反田シルバーセンターの改築に伴う第一日野小学校の活用について、ご説明をさせていただきます。

まず、旧荏原第四中学校跡地活用方針策定に向けた検討状況についてでございます。A4資料をご覧ください。

前文のところ、こちらが現状の概要でございますけれども、旧荏原第四中学校の跡地活用方針の策定に向けまして、昨年12月に方針素案のパブリックコメントを実施いたしました。その後、パブリックコメントの結果を受けまして、第4回旧荏原第四中学校跡地活用方針策定委員会を開催し、委員長から区長へ答申をいただいたところでございます。

項番1以下で、それぞれ具体的に説明をさせていただきます。

まず、項番1、パブリックコメントの実施結果についてでございます。全ての意見につきましても資料を添付させていただいておりますが、概要にて説明をさせていただきます。

(1)実施期間は、12月1日から28日。

(2)意見数でございますが、24名の方から、のべ63件のご意見をいただいたところでございます。

(3)のパブリックコメントにおける主なご意見でございますが、方針の中にサードプレイスが組み込まれていることにうれしく思う、年代を特定せず誰もが活用できるコンセプトは賛成、お休みの日に家族が気軽に遊べるような場所ができるとよい、障害者施設の中でカフェをつくるのではなく、多くの人を訪れる公共施設の中に、障害者が活躍できる機能を希望する、素案にあるとおり、マイノリティーと

言われる方々も含めた、多世代の人の交流の場、コミュニティが生まれる場であることを願う、などのご意見をいただいたところでございます。また、その他の導入施設についてのご意見なども複数いただいたところでございます。

次に、項番2の第4回旧荏原第四中学校跡地活用方針策定委員会についてでございます。

(1)日時、(2)主な内容でございますけれども、2月8日に開催いたしまして、パブリックコメントの実施結果の報告、その後、委員の皆様からご意見を伺いまして、資料2のとおり、旧荏原第四中学校跡地活用方針案の答申をいただいたところでございます。

恐れ入りますが、資料2をご覧くださいてもよろしいでしょうか。旧荏原第四中学校跡地活用方針(案)答申というものでございます。

こちらはパブリックコメント実施前に素案を本委員会でもお示しをさせていただいたところでございますけれども、跡地活用方針策定委員会でのご意見やパブリックコメントの実施結果を踏まえまして、素案から追記・修正した部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、8ページでございます。周辺の状況の一番上の部分で、連続立体交差化計画等、実施主体が分からないというパブリックコメントのご意見を踏まえまして、実施主体が東京都、品川区、それぞれ実施主体を記入させていただいたところでございます。

続きまして、10ページでございます。10ページの世論調査についてでございますが、結果を公表している部分のURLを記載するべきではないかというところで、パブリックコメントのご意見を踏まえまして、表の下の部分にURLを付け加えさせていただいたところでございます。

次に、少し飛びまして、21ページから24ページでございます。

施設の使い方、交流のイメージ、こういったものを追加したほうがよいのではというご意見を跡地活用方針策定委員会の中でいただきまして、区民の皆さんがご覧になった際に分かりやすいよう、21ページ、22ページで交流のイメージ、23ページ、24ページでの交流拠点のイメージを加えたところでございます。

最後に、27ページをご覧ください。こちら、中ほどにございますパブリックコメント以下の部分につきまして、日時等、こちらを時点更新いたしました。

以上が、方針素案からの変更点でございます。

恐れ入りますが、A4資料に戻っていただいてもよろしいでしょうか。

項番3でございます。これまでの検討状況でございますけれども、一番下の部分、今回、パブリックコメントの実施時期に合わせまして、オープンハウス方式説明会を全3回開催いたしまして、46名の参加をいただきまして、この中で13件のパブリックコメントもいただいたところでございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧くださいませでしょうか。

最後に項番4、今後の予定でございますけれども、来月、3月22日に答申を踏まえた活用方針(案)に係る住民説明会を旧荏原第四中学校にて実施後、4月には活用方針を策定・公表いたしまして、基本計画の策定に向け、具体的な検討を開始してまいります。

旧荏原第四中学校のほうにつきましては、説明は以上でございます。

続きまして、旧第一日野小学校の活用というところで、次のご説明をさせていただければと思います。

西五反田保育園および西五反田シルバーセンターの改築に伴う旧第一日野小学校の活用についてご説明をいたします。

本件につきましては、同内容のものを昨日の文教委員会および厚生委員会でもご報告申し上げている

ところでございますが、公有地活用ということでございまして、本委員会においてもご報告をさせていただくものでございます。

それでは資料をご覧ください。

項番1の経緯でございますけれども、ぷりすくーる西五反田につきましては、保育・就学前教育の充実に向け幼保連携型認定こども園化を進めていくために、園庭面積を拡大する必要がございます。これまで様々な検討を重ねてきたところでございますが、隣接する西五反田保育園および西五反田シルバーセンターの老朽化が進んでいることから、同施設を改築することで園庭面積の確保を行うものでございます。また、工事期間中は、旧第一日野小学校へ仮移転することといたします。

次に、項番2、施設概要でございますけれども、住所、延床面積、築年数につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、項番3、改築工事期間および仮移転先でございますが、工事の予定期間につきましては、令和11年度から13年度、この期間、旧第一日野小学校に仮移転するものでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等ございましたらご発言願います。

○塚本委員

では、最初に、旧荏原第四中学校跡地のことで、この跡地活用方針（案）答申ということでまとめていただいて、これをざっと見ていて少し思っていることなのですが、例えば、学びの場として図書機能とか、あるいは、障害者の方の活動の場とか、就労の場とか、また、体を鍛えるスポーツだとか、農業的なマイガーデンとか、いろいろな機能が入っていて、大変多様性があっていいと思うのですが。これを区として、例えば、これを今後どういうふうに、指定管理みたいになっていくのか、直轄なのかとか、いろいろな議論はこれからされるのだと思うのですが。

例えば、図書館とかということで、図書機能となると、今、品川区にある区立図書館が一つ増える、図書館の所管としてこれを管理していくのだとか、運営していくのだとか、そういう話になって、それぞれの縦割りだとか、そういうのになってくると、それはそれでいろいろメリット・デメリットとか、検討しなければいけないことが出てくると思うのですが、今後の全体として、ここをどういうふうに切り盛りしていくのかというような議論というのが、今、区のほうでどのような状況になっているのか、お聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長

今年度は、こちら、基本方針を策定していくというところで、どのような導入施設か、跡地活用方針策定委員会の中でいただいて、答申をいただいて方針を策定していくというような段階でございます。

次年度、計画を策定するという流れの中で、具体的に施設を固めていって、どのようなゾーニングにして、その中で、今、指定管理ですとか、運営方法についてのお話ございましたけれども、どのように運営していくのが望ましいかというところ、そちらのほうも併せて検討していくというところでございます。

○塚本委員

区の側から言うと、所管をまたいだ施設ということになると思うので、これをより機能的に、各機能がそれぞれ相乗効果をもたらすような一体的な運営というところも望まれるところだとは思っているので、このところについては、本当にしっかりと議論をしていただいて、最適解を出していただけるようにと

いうふうに、まずは今の段階ではお願いしておきたいと思います。

それから、ぷりすく一西五反田に関わる保育園・シルバーセンターの改築ということで、ずっと長年、この園庭が足りないがために幼保連携に移行できないという課題をこの施設は抱えていて、これまでに幾つかいろいろな解決策というか、出てきたかとは思いますが。例えば、屋上を庭園として見たらどうなのだと、いろいろな話があったと思うのですが。今回こういった形に結論が出たということは、今ある老朽化した保育園とシルバーセンターを改築することで、スペースというか、地面を広くしてということで園庭の面積を確保すると、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長

ぷりすく一西五反田の園庭面積の確保というところでございますけれども、改築を行うことで、いろいろな形で園庭面積の確保の方法はございますので、そちらについても具体的な検討を進めていくというところでございます。

○塚本委員

具体的などという、現段階では、どのように確保するかはまだ確定していないということなのではないでしょうか。それとも、一定程度こういうやり方でいくという方向が出ているということかなと思ったのですが、そこをもう少しお聞かせいただいて。

○こんの委員長

内容が文教委員会で、お答えできる課長が今いないので。

○塚本委員

そうですね。分かりました。

では、一応改築をするということになったものについての今後のスケジュールみたいなことは分かりますか。大体のところ、いつ頃そういったことが見えてくるのかというようなことはどうなのでしょう。

○吉岡政策推進担当課長

スケジュールについても、これから線を引かましてご報告をさせていただくというところでございますけれども、保育園の利用者、シルバーセンターの利用者もございますので、そういったところは、適切な時期に分かりやすく報告をさせていただければと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○まつざわ委員

たくさんのパブリックコメントがあって、ざっと読みましたが、偏っている面もあったり、先ほど塚本委員もおっしゃっていましたが、スポーツ施設であったり、障害者の就労施設であったりと、いろいろなことがありながら、何を精査していくかというのは今後の課題だと思っています。

そこで、やはりここは、私も豊町で、防災設備・防災指定というのが大きな課題で、もともと杜松ホームしか行けない、入れないから、大崎高校、いろいろなところに分散されるという地域課題があって。ここが、572人も入れるようになるという部分に関しては、本当に大変心強い施設になるのかなと思っています。

1点、消防団のことで、例えば、防災施設はやはりすごく大事で、防災整備も大事で、やはりそこへいくと、消防団というのは防災リーダーという位置づけがある中で、実際に訓練場がないのです。たしか、私たちは、6分団というのは文庫の森でやらせていただくのですが、こちらの分団のほうだと、中

中央公園までポンプを引きずっていくという大変な重労働であって、例えば、この防災拠点の位置づけの中に、ストレートなら、要は、通りでいいのです。通りの面積の中がそういうのがあつたりすると、訓練場にも助かりますし、例えば、住宅側にするとうるさいというのだったら、道路側というのですか、線路側に置くことによって、そういった苦情の課題解決もいろいろ考えられるかなと思っっているのですが、難しいですか。

○吉岡政策推進担当課長

今後の運用というところでのお話かと思えますけれども、今後ゾーニングなども次年度以降検討していくというところがございますので、いただいた意見をどのように活かしていけるかというところは、引き続き検討していきたいと考えております。

○まつざわ委員

あと、この旧荏原第四中学校の跡地活用というのは大変すばらしいもので、4ページにも書いてあつて、円を描くように、全体のこういう、言わば旧荏原第四中学校跡地だけではなくて、ある程度大きなくりを考えた計画になっていくと思うのです。そうすると、少ししつこく言っていますが、ゆたか児童センター、もう54年、ゆたか図書館が47年、シルバーセンターは40年、やはり随分老朽化した施設というのがすごく多くて、例えば、そういった施設の一体化も含めると、結局、この跡地に何をつくるのかというのも重要ですけども、例えば、そういうゆたか児童センターを含んだ施設整備という部分、これからを考えると、そういった方向性も考えていく必要があるのかなと思っっているのです。旧荏原第四中学校だけを考えるのではなくて、そこら辺、区のほうでどういった考えがあるのか、教えてください。

○こんの委員長

まつざわ委員、申し訳ないです。いわゆる跡地活用の話なので、今ある既存の整備となると、なかなかお答えしにくいのかなという部分ですけども、何かお答えできるようでしたらば。

○吉岡政策推進担当課長

公有地に関しましては、公共施設等総合計画の中でもありますように、施設の統廃合というところも記載させていただいているところではございますので、今回は旧荏原第四中学校の跡地活用というところではございますけれども、こういった周辺施設の状況があるというところは当然認識をしているところでございますので、そうした今後の統廃合についても、次年度以降、検討させていただくというところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

旧荏原第四中学校跡地活用方針（案）答申ですけども、コンセプトのところ、14ページを見ると、交流拠点ということがコンセプトとして書かれています。

その次の15ページのところを見ると、右側のところで、多様な人々の交流により創発が促される拠点と。その米印の創発とは、発想や能力をかけあわせ、予想もつかない新たな効果に結びつくこと。

まず、この創発という言葉、今までの説明の中であつたら申し訳ないのですが、ここに注をつけなければ、恐らくそこまで、私は、申し訳ないですが、あまり存じない言葉だったのですが、これはどういう観点で出てきた言葉なのか、皆様のご審議の中で、誰がご提案されて、地域の方から出た言葉なのか、その辺りを教えていただきたいのと、前のご説明のときにもあつたのですが、品川区にとっては新

しい形の施設、でも、交流拠点という言葉は、恐らく今までも何回か出てきたのですか。確かに、コミュニティの場というのは、分かりやすく言えば、交流拠点とも言える、みんなが触れ合うコミュニティというところではあったと思うのですけれども。一言でこの施設を、区民の方にこれからご説明されるということですが、どういう施設になるのかというのが何かご説明できるのかというところで、少し私も難しいのかなと思っているのですが、どういうご説明をしようと考えていらっしゃるのか、教えてください。

○吉岡政策推進担当課長

まずは、創発という言葉なのですけれども、こちらは跡地活用方針策定委員会の中で委員から出された言葉でございまして、委員おっしゃるとおり、創発、これは米印がつけてあるように、なかなかどういう意味だろうというのが分かりづらい言葉でございます。しかしながら、ここに創発と載せさせていただいたのが、交流という言葉だけでは駄目だということで、交流から何かを生んでいくのだというところで、創発という言葉が委員会の中で、はまったといいますか、意見が合致したというところで、これを載せさせていただいているというところでございます。

地域に向けて説明というところなのですけれども、やはりコンセプト、導入施設、非常にたくさんある部分ではあるのですけれども、まずは大きなコンセプトのところをしっかりとご理解いただく中で、こういった導入施設、こういった事例がありますというところで、今回分かりやすくイラスト等も入れさせていただいておりますので、そういった部分でしっかりとご説明をさせていただいて、そういった周知の機会というのも今後増やしていきたいと考えてございます。

○あくつ委員

決して私も異を唱えるとかということではなくて、新しい施設だから、地域の方が、今意見のほうも読みましたが、いろいろなご要望がある中で、最初のところの上位3つのところを特出しをして、それに即したような、いわゆる文化・スポーツ施設、社会教育施設、子育て支援施設、あと一番下に、地域要望として、避難所機能、地域開放継続などということが書いてあって、そういった形での皆さんの最大公約的な形でまとめましたよという、そういうことなのでしょうけれども。そうではない意見を言っている方たち、特に4番目の恐らく福祉保健施設、障害者福祉施設などと書いてある方もいらっしゃったのですが、そこは、障害者の方の交流というところも書いてあるのですが、機能としてはあると思うのですけれども、やはり本当に説明を丁寧にしていかないと、どういう施設なのかというのが地域の方にうまく伝わらないのではないかなと思って、少し懸念があったので、質問させていただきました。

私の要望としては、新しいコンセプト、品川区では、この3つの大きなコンセプト、インクルーシブ、サードプレイス、ネットワークングという、全ていわゆる横文字であって、割と新しい発想の、インクルーシブなどは何十年前から言われていますが、サードプレイスとか、ネットワークングとか、全て説明が必要なもの。先ほど例示として、写真等もこれには載せたということではありましたが、一つ一つ理解するのが大変ではないのかなというところがあって、そのところは、要望としては、より丁寧に説明をしていただきたいということですが、最後、一言お願いします。

○吉岡政策推進担当課長

今、委員おっしゃるとおり、パブリックコメント、あるいは、ワークショップの中でも、様々な導入施設の意見をいただきましたけれども、これを全て受け入れることはできないというところはございます。そういった中では、しっかりと地域の方、あるいは、区民の方に受け入れてもらう、理解していただくために、分かりやすく適切にしっかりと情報を周知していく、意見を聞いていくという姿勢が必要

だと思いますので、今後とも変わらずそのような対応をしていきたいと考えてございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○えのした委員

先ほどまつざわ委員からも、区民避難所についてもお話がありましたが、やはりこれだけ多様な人々が集うということは、私、ちょうど昨日、地元のスクエア荏原の避難所訓練会議のほうに出席していたのですが、あそこも跡地利用で今の施設になってはいるのですけれども、品川区内では、ほぼ学校が避難所になっているところが多いと思いますが、こちら、こういう施設になると、やはり日常、高齢者から小さなお子様まで利用される、本当に多くの人が集うところに572名の避難所に指定されるということはいいとは思いますが、いまだに10年経っても、スクエア荏原などは、避難解説のマニュアルができてはいるのですけれども、なかなか確定していない部分とかもありまして。

また、さらに、防災備蓄品が増えるということで、一度つくってしまうと、やはり今回、能登半島地震のこともありますし、多分これからもまた備蓄品の見直しなどというのもしていけないとは思いますが、したところで、なかなか置き場がないとか、スペースがないというようなことも懸念されておりますので、まず、これはソフトにも関わりますが、そういったマニュアルみたいなものをしっかりと区のほうでつくるのを考えていらっしゃるのかということと、防災拠点となる、どこまでそういった拠点の施設をつくれるのかというのは、これからだとは思いますが、現状あればお知らせください。

○吉岡政策推進担当課長

先ほど避難所の運営マニュアルですとか、備蓄倉庫というところのお話ございましたけれども、今回は方針というところで、そこまで具体的には踏み込んでいないのですけれども、計画、あるいは、今後の設計、そういった進んでいく段階の中で、当然ながら防災課と協議しながら、また、地域とのお話を聞きながら、そういった安心・安全、そういったところに努めていきたいと考えているところでございます。そういった設備部分も同様でございます。

○えのした委員

やはり本当に万が一発災した場合には、学校であれば、生徒・児童の帰宅、保護者が引き取りとかというのはありますけれども、やはり近くの方だけでなく、遠くの方も利用する施設になると思いますので、その辺しっかりとつくっていただければと。こちらは要望でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○山本委員

前回の委員会で議論されたときも申し上げましたが、今回の旧荏原第四中学校跡地活用の活用方針、とても新しい要素が色々入っていて、この交流拠点という位置づけであったり、様々な仕組みに関して、すごくよいなと思っております。

今回、こういったプロセスを経て、パブリックコメントを経て答申に至ったというところで、今回のこの一連の進め方のところで、よかったと思われている点、今後に活かすという意味でというところと、課題というか、もっとこういうふうにできたのではないかみたいになっているところなどがあれば、少しお聞かせいただきたいというところでございます。

○吉岡政策推進担当課長

今年度のこういった方針を策定する中でのプロセスで、よかった点というところでご報告を申し上げますと、やはりワークショップから始まりまして、跡地活用方針の委員会の設置、そして、パブリックコメント、オープンハウス方式説明、こういった部分で区民の皆さんの意見を聴取する機会を非常に多くしたところで、区としては、皆さんの意見も聞きながら方針案は策定されたのかなというところを考えているところがございますけれども、実際、もう少し何か区民の皆さんの意見をよりよく聴取する手法、効果的・効率的なものがあるのではないかと、そういった部分は、今後の課題だというふうに捉えているところがございます。今後、こういった公有地の活用に当たって、施設規模も当然あるかとは思いますが、どのような方法が具体的か、効率的か、効果的か、そういったものは引き続き検討しなければいけないなと感じたところがございます。

○山本委員

私も同じように感じていたところございまして、様々な機会を通じて区民の皆様の意見を聞いていただいて、それを盛り込んでいただいているというのはすごくいいなと思いました。

一方で、それがやはり限られた方々からの意見の集約になるので、本当に全体の方々の意見になるのかというところはあるなと思いますので、引き続きそういったやり方などについてもご検討いただき、今後の同じような機会に役立てていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(2) 行政のデジタル化に関すること

○こんの委員長

次に、(2)行政のデジタル化に関することについてを取り上げます。

理事者より、令和5年度のDX推進状況についてご説明いただきます。

その後、委員の皆様にはご意見・ご提案等をいただいて、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは理事者より、ご説明をお願いいたします。

○横田情報推進課長

私からは、デジタルに関することといたしまして、令和5年度のDXの進捗状況についてご報告いたします。区民視点からの報告については、私から行いまして、その後の行政視点についての報告は、情報戦略担当課長から行います。

それでは、資料をご覧ください。スライドの2ページになります。

まずは、区民視点での活動評価になります。こちらの表では、それぞれの取組の目標と実績、その評価を記載しております。また、目標に未達の取組につきましては、改善策もセットで報告しております。

区民視点での活動につきましては、ほぼ予定どおりの進捗となっております。行政手続のオンライン化では、700手続の目標に対して、500手続を見込んでおります。未達の理由と改善策につきましては、後ほどご紹介いたします。来庁不要なサービスの実現に向けて、改善策を実施中です。

マイナンバーカードの活用の取組につきましては、ほぼ全ての目標に対して、申請率88.5%、交付率74.6%になりました。交付率が75%近くまで来ておりますので、次年度以降につきましては、

マイナンバーカードを活用した取組につかまして増やしていきたいと考えております。

キャッシュレス決済の推進では、合計41か所の目標に対して、予定どおり41か所完了の見込みになります。

高齢者スマホ教室の取組では、スマホ体験教室、スマホよろず相談の継続を目標に、規模を拡大して実施しております。次年度も規模を拡大する予定になっております。

ここからは、各取組の状況をデータに基づきご紹介いたします。

ページをめくりまして、3ページをご覧ください。こちらのグラフは、オンライン化済みの手続数を平成17年度から今年度の9月末まで、時系列で並べたものになります。DX推進基本方針を策定した令和4年度より、品川区電子申請サービスを導入し、手続のオンライン化が加速しました。令和7年度末までに全ての手続、1,661手続になりますが、オンラインでも受け付け可能にする予定です。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらのグラフは品川区電子申請サービスのウェブサイトへの訪問者、申請数を令和4年度と5年度で比較したものです。手続の増加に伴い、訪問者数、手続の申請数ともに大きな伸びを確認いたしました。

続きまして、5ページになります。こちらのグラフにつかましては、令和5年度の行政手続のオンライン受付状況です。9月末までに累計358手続のオンライン化を完了いたしました。オンライン化できなかった手続の原因を調査したところ、445手続は、添付書類に押印が必要であるため、紙の原本が必要であることが原因であることが分かりました。2月1日より請求書の押印を省略可能とすることで、次年度以降に予定する手続の前倒しを実施する予定になります。

6ページになります。こちらのグラフは、マイナンバーカードの申請率と交付率になります。交付率が7割を超えてきましたので、今後は、先ほど申し上げましたとおり、区民の方がデジタルの恩恵を受けられますよう、マイナンバーカードの利活用に注力してまいります。

続いて、7ページになります。こちらはマイナンバー情報総点検の最終報告になります。

品川区は、結論から申し上げますと、マイナンバーのひもづけ誤りはありません。品川区のシステムは、マイナンバーを所持している住民記録システムと連動しておりまして、ひもづけ誤りは発生し得ないということが理由になります。

続いて、8ページになります。こちらがキャッシュレス窓口の拡大状況になります。今年度、オアシスルームや文化センターなどにキャッシュレス決済が利用できる窓口を拡大いたしました。予定どおり、41か所へ拡大できる見込みになります。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは窓口でのキャッシュレス決済の利用状況です。子育て世代が利用するオアシスルームは、約8割がキャッシュレス決済を利用しております。全体平均では、2割がキャッシュレス決済を利用しております。今後もキャッシュレス決済拡大により、区民が気軽に行政サービスを利用できる環境の整備を進めてまいります。

続いて、10ページをご覧ください。こちらは高齢者スマホ教室の取組状況になります。令和5年度は1,100人以上の方に参加をいただいております。令和4年度からの累計では2,300人を超えました。来年度は、基本アプリ講座に加えて、さらに規模を拡大する予定になります。

区民視点からの報告は以上となります。

○河西情報戦略担当課長

それでは、説明を続けさせていただきます。スライドの11ページをご覧ください。次は、行政視点での活動の評価になります。行政視点での活動も、ほぼ予定どおりの進捗となっております。

システム標準化の取組では、住記・税・国保・年金システムの構築開始の目標に対して、予定どおり構築を開始しております。

デジタル人材育成の取組では、デジタル人材育成研修を完了いたしまして、育成したデジタル人材の目利きを通して、34業務を新たにデジタル化対象業務に選定しております。

全庁へデジタルツールを拡大では、昨年度選定いたしました業務のデジタル化を進めております。2つございまして、ローコードツール2業務の導入目標に対して、既に9業務の導入を完了しております。構築中のものも含めると、29業務になります。もう1点、RPAツールに関しては、23業務導入の目標に対して、ツールの調達までを完了し、これから構築を開始することをご報告いたします。

デジタル人材の育成から始まる業務のデジタル化サイクルを毎年実施いたしまして、仕組み化することで、継続的な改善ができる組織づくりを進めております。

電子決裁の推進では、電子決裁率50%の目標に対して、68.4%を達成いたしました。紙印刷枚数前年比10%削減の目標に対しては、前年比7.89%削減まで達成いたしました。目標達成に向けては、薄型端末を配備いたしまして、ペーパーレス会議をさらに拡大中でございます。

新システムによる柔軟な働き方の実現では、業務のデジタル化と併せて、新テレワークシステムを導入することによって、テレワークも選択できる環境を整備いたしました。

ここからは、各取組の状況をデータに基づきご紹介させていただきます。

12ページをご覧ください。こちらは、システム標準化の状況になります。令和7年度末までに標準システムに移行できるように、対象となる18業務に対して、事業者へRFI（情報提供依頼）を実施いたしまして、調達方針を決定済みでございます。住記・税・国保・年金システム、こちらは令和7年1月の運用開始を、そのほかのシステムは令和8年1月の運用開始を目指しております。

13ページをご覧ください。こちらはデジタルツールの拡大の状況になります。

まず、ローコードツールによる台帳管理業務のアプリ化です。令和5年度、2業務の計画を大きく上回る需要を確認いたしまして、既に9業務のアプリ化を完了いたしました。構築中の業務を入れると、29業務対応中でございます。

14ページをご覧ください。こちらが、RPAツールによる定型PC作業の自動化の状況になります。令和4年度までは、外部委託を中心に、毎年2～4業務を自動化してまいりました。今年度からは、簡単に自動化できるツールを調達することで、職員の内製に切り替え、目標業務数を23業務追加と、大幅に拡大いたしました。今月、操作研修を実施いたしまして、構築を開始しております。

15ページをご覧ください。こちらはチャットGPTの利用状況になります。導入当初に比べて、利用がやや落ち着いてまいりました。業務の中でチャットGPTがツールとして認識されまして、チャットGPTで要約してみましたですとか、チャットGPTでQ&Aを考えてみましたといった会話が日常の業務の中で聞かれるようになってまいりました。2月には追加のチャットGPT研修を実施し、業務への定着を目指しております。

16ページをご覧ください。こちらは電子決裁率になります。令和4年度の電子決裁率は23%から67%へ右肩上がりでも推移しましたが、令和5年度に入り、電子決裁率は68%で頭打ちになりました。内訳で見ますと、文書決裁はほぼ電子化を完了しておりますが、電子決裁が進まない理由は、財務決裁で請求書に押印が必要なため、紙の原本が必要となることからでした。こちら、2月1日から、請求書への押印省略を可能とし、財務決裁の電子決裁率の改善を進めております。

17ページをご覧ください。こちらは複合機からの印刷枚数の削減状況になります。電子決裁とペー

ペーパーレス会議が進んだことによって、令和4年度の同月と比較して、毎月安定した削減を実現しております。紙を使わない働き方が浸透してきております。

18ページをご覧ください。こちらは、先ほどのグラフを削減率で表した表になります。前年同月と比較して平均で7.89%の削減を実現いたしましたが、10%の削減目標には、もう一歩でした。このための対策として、先ほどご説明した押印の省略を可能とすることで、さらに電子決裁を進めること、薄型端末を配備することで、さらにペーパーレス会議を拡大すること、紙を使わない働き方をさらに浸透させてまいります。

19ページをご覧ください。こちらはテレワークの実施状況になります。1月22日より管理職向けに、2月1日より一般職員向けに新テレワークシステムを稼働いたしました。新システムでは、端末をそのまま持ち帰ってテレワークに利用できるようになり、予約や準備にかかる手間、通信の安定性が大幅に改善いたしました。旧システムでは月平均大体400人程度でしたが、新システムにより接続数が増えてきております。ワーク・ライフ・バランスの向上に向けて、利用を促進してまいります。

行政視点からの報告は以上となります。

○この委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見、ご提案等がございましたらご発言願います。

○松本委員

伺いたいの、まず電子申請のところなのですが、電子申請を見ていくときに、いろいろ住民票等の取得等を含めて、いろいろ進んでいていいなと思うのですが、この間思ったのが、これは品川区としてやっていることなので、関係する団体との関係でどうなのかなと思って。

この間、シティラン、1年前のマラソンの関係で、申し込もうかなと思ったら、五反田の体育館まで行かないといけないみたいな感じのことがあって。あれ、品川区、今結構電子申請を進めているはずなのと思ったのですが、よく考えたら、あれは区が主体となっているわけではなくて、公益財団法人の品川区スポーツ協会のほうがやられているのだなということを書いて、少しお伺いしたいのですが。

今回のこのDXの推進の方針というのは、これは指定管理でいろいろやっていたいただいている方たちについても、これは枠組みの中に入っているのか、それは別というふうな枠組みなのか、これはどちらなのでしょう。

○河西情報戦略担当課長

品川区電子申請サービスに関しまして、こちらの利用範囲ということでお答えさせていただきます。

こちら、品川区の電子申請サービスに関しましては、品川区が利用しているLGWANに接続する端末で受付のほうを実施しております。ですので、LGWANを利用できるかどうかというところが、まず一つポイントになっております。

その上で、指定管理者の方を含めまして、セキュリティ上、業務をお願いできる団体かどうかというところをしっかりと見極めまして、IDを発行させていただいているという状況になります。

○松本委員

では、団体にもよると思うのですが、一応区側としては、それは可能というふうなことをやられていると理解いたしました。

次に、ペーパーレスとの関係なのですが、ペーパーレスもとても進んでいて、これはすごいことだなと思って拝見させていただきました。

一方で、ペーパーレスを品川区ということで考えたときに、どこが進んでいないのかなと言ったら、この会議を含めての品川区議会というところなのではないかなとすごく思っております。これはもう本当に区議会側のととても恥ずかしいことだと私は思っています。

今、印刷枚数の削減率を含めてデータとして出していただいているのですけれども、この印刷枚数のカウントに、区議会および区議会議員向けの印刷枚数というのもデータとしては集計されているのか、伺います。

○河西情報戦略担当課長

こちらの印刷枚数になりますが、こちらは条件がございまして、18ページ下に小さく書かせていただきました。複合機を対象として印刷される枚数になります。今回、お手元にあるこちらの紙に関しましても、複合機から印刷されておりますので、対象になっているということで、ご報告させていただきます。

○松本委員

今日はお手持ちではないと。

○河西情報戦略担当課長

すみません、一部訂正させていただきます。こちら、理事者側の枚数に関しては入っているのですが、議員の紙に関しては入っていないということでしたので、失礼いたしました。訂正させていただきます。

○松本委員

多分、それは議会費との関係とかもあるのかなと推察いたします。

では、そこは質問の仕方を変えさせていただいて、例えば、理事者の皆様は今日の資料をお手持ちでお持ちかと思うのですけれども、例えば、今日出していただいた資料の中でも、この庁舎整備に関する資料というのは、私ども品川区議会議員に対しては、多分今日配られるのが3回目か4回目ぐらいで、同じ資料が結構配られていて。逆に、理事者の方たちも、我々が出ている会議と、理事者の方たちで担当されている方、多分重複されている方もたくさんいらっしゃるのです。そうすると、理事者の皆様は、出るたびに新しく資料をまた印刷されているのか、それとも、もう一回もらったら、もうそれはあるでしょうというふうなことになるのか、あるいは、もうそれすらもなく、基本的にはもうデジタルが前提となっているのか、その辺りはいかがでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

今は、会議を主催する所管の考えによる場所もございまして。ただし、全体の流れといたしましては、今、理事者は端末を持っておりますので、基本的には端末を持ち寄って、その端末の中で電子データを見ながら庁内の会議は実施させていただいております。

○松本委員

そこがすごく聞きたかったポイントで、流れとしては、やはりもうペーパーレスでということを経理部局側はやられているということが理解できました。これはもう議会側が、区がこれだけペーパーレスをやっているのに、こうやってご報告を受けて、自分たちは紙を見ながらやっているという状況について、本当は今日聞いていただきたいところの方がいらっしゃるような気がするのですけれども、そこはすごく理解できました。ありがとうございます。議事録に残すということも大事だと思っておりますので、聞かせていただきました。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

まず、マイナンバーカードの申請率と交付率というところで、申請率は88.5%、交付率は74.6%ということで、大分交付率が伸びてきたので、何らかの活用を図っていききたいと。通知なども行っていききたいのだというようなお話がありました。

この前も、非課税世帯の皆様には7万円の交付金というのが国の制度でありまして、補正予算で組んで2月から振込が始まっていると思うのですけれども。これも交付金受取口座を使えば、昨年間に振り込むことももしかしたら可能だったかもしれない。ただ、多くの自治体では、私も所管課に聞きましたが、非課税世帯の方のマイナンバーカードの取得率が、ほかの区分の方たちと比べると少し低いということも、それは品川区だけではなくて、全体的にそういったようなこともあり、やはり紙ベース、郵送ベースでのやり取りになったというようなことも伺いました。

そういう中で、まさにマイナンバーカードを持っている、使っていることが本当に利便性があるということを感じていただくようなことを何とか品川区でも行っていただけないですかということ、ずっとこれは申し上げてきているのですけれども、これはどのような工夫をされる、通知というのはどういうことをお考えになっているのかをお聞きしたいのが一つです。

それと、RPAのところでも伺いたいのですが、私も今回様々な事業を精査していく中で、ある事業が非常に人手がかかると。それは何かというと、入力作業ですごく時間がかかって人手を取られてしまうので、事業のことについてのいわゆる評価において、非常に厳しいものがあるというようなお話を伺いました。

そういう中で、例えば、その所管の課が、情報推進課のほうにご相談をされたのか、紙ベースで出てきたものを入力する作業が非常に手がかかって、それが物すごい課の負担になっていますというご説明を受けたのですが。ということは、そういうことはRPAでできないのでしょうか。今ぼやかして言っていますが、そういうことはまさにRPAに適しているのかどうか。この2点、お伺いしたいと思います。

○横田情報推進課長

私から、1点目のマイナンバーカードの利活用に対する施策についてお答えいたします。予算特別委員会の内容になってしまうのですが、次年度、何種類か案として計上していますので、その点をご報告いたします。

1点目が、少し記載させていただいたデジタル通知になりまして、こちらにつきましては、従来紙に印刷して封入・封緘して区民に送付していたという通知書を、デジタル化して区民のスマホに通知するサービスになります。区民の方は、スマホでいつでも自治体からの通知物を閲覧できるようになるほか、区側にとりましても、封入・封緘作業がなくなったり、通知書の配布業務が減るなど、業務の効率化ですとか、印刷代、郵便料金のコスト削減ということが期待できます。

2点目が、おくやみコーナー、今年度設置しましたが、こちらのおくやみコーナーで、マイナンバーカードの券面アプリを利用することによりまして、各種申請書の氏名・住所・生年月日・性別を自動入力することができるようになります。それで、できるだけ鉛筆やボールペンで書くことを減らしていくというような取組になります。

3点目が、ふるさと納税のワンストップ特例制度ができるようになります。オンラインで寄附基金控除申請ができるようになるほか、返礼品の配送状況が分かるようになる予定です。

最後、4点目なのですが、これは今調整中なのですが、品川区電子申請サービスの利用者登録につき

まして、マイナンバーカードの署名用電子証明書と連携して登録ができるようになって、電子申請の初期値でマイナンバーカードに登録されている氏名・住所・生年月日・性別というのが自動で入ってくるようになるように、今現在調整しているところになります。

○河西情報戦略担当課長

私からは、2つ目のご質問にお答えいたします。

RPAツールに関して、人手がかかっている手入力のところの対応に使えないかということですが、まさにRPAツールの一つの特徴として、そういった用途に利用されております。例えば、品川区であれば、しながわ活力応援給付金、前にあったかと思いますが、そちらの申請書を受け付けて、RPAツールを使っております。

具体的に言いますと、RPAツールだけではなくて、AIOCRという機能を使いまして、申請書を読み取って、その読み取った内容をもとに作業の自動化を行って、給付できるように作業を進めるというような流れで利用した実績がございます。

こちらに関しては、デジタル人材育成研修の中で、AIOCRですとかRPAツール、こういったことができるのかというのを、各課の代表の皆さんに受講いただきまして、その経験をもとに、各課の業務で効率化できそうな業務がないかどうかというのを挙げていただいておりますので、毎年、これは8月頃にやっております。今まだ業務効率化できていない業務があるかと思いますが、そういった業務を少しずつデジタル化する流れの中で巻き取っていくというところでご報告させていただきます。

○あくつ委員

来年度の事業のことまでご説明いただいて、ありがとうございました。

おくやみコーナーのところだけ、1点確認させてください。私もおくやみコーナーに視察へ行ったのですが、事前に予約した際に、マイナンバーカードを使って、本人確認をして、情報をおくやみコーナーの担当に送って、そのワンストップのおくやみコーナーで、既にその方が来たときに、様々な申請の書式を、名前とか、住所とか、そういうものが入ったものを印字してお待ちしているという、こういうことを指していらっしゃるのか、それとも、当日、予約したその日に行って、そこでマイナンバーカードをかざして、そこから何か作業をするということなのか、来年の事業で申し訳ないのですが、教えてください。

それと、RPAの話は、まさにそういうものに適したことだということは、今改めて確認させていただきましたので、私もそういったご説明があった所管のほうにはお伝えして、ぜひ、御課とも相談をしていただいて、外注に出そうとかか言っていましたが、そういうものは逆に品川区のDXの中で、それこそRPA化していったほうがいいのではないのでしょうかということでご提案をしたいと思いますが、前段の部分だけご答弁をお願いしたいと思います。

○横田情報推進課長

1点目のおくやみコーナーについてのお問合せでございます。おくやみコーナーにつきましては、事前に何か情報を取ろうというところではなくて、実際に来ていただいて、機械にマイナンバーカードを当てまして、そこの当てたICチップの4情報、氏名・住所・生年月日・性別を読み取って、それを自動的にいろいろな申請書に書き込んでいくというような仕組みになります。

○あくつ委員

そうすると、それでも書くよりは、あそこのおくやみコーナーは、別に行政書士の方は名前を書いてくれるわけではないので、サポートをするということなので、その場でデータを確認して、印字された

ものを出すという話だと思うのですが、できれば、その先、今後、自宅から予約をした段階で、本人確認をして、情報を送っておけば、その方が行けば、もう既にそういった書類が一式そろっている。せっかく予約制にしていますので、そういったふうに整えていただければと思いますが、申し訳ありません、ぜひそういったことも検討していただきたいということで、最後、ご答弁をお願いしたいと思います。

○横田情報推進課長

委員ご提案の件でございますが、今予定しているやり方をやってみて、どういうふうにできるかというのをいろいろ検証してみ、決めていきたいと考えております。

○あくつ委員

来年度のことを少し細かく言ってしまって、申し訳ありませんでした。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本委員

デジタル化は、区民サービスの利便性の向上と、行政事務の効率化が飛躍的に進むもので、ぜひともどんどん進めていただきたいと思っております。

今回ご報告いただきまして、全体感としては、まず順調に進んでいると。そして、一部進めていないところも、おのおので工夫して進めているというところで、いい状況だなと認識しております。

その中で4点ほどお伺いしたいのですけれども、1つが、電子申請サービスの利用状況ですけれども、令和4年度から令和5年度にかけて大幅に利用が伸びているということで、とてもいいことだと思うのですけれども、これによって、窓口の来客が減少しているとか、来客利用が減っているとか、それとも、申請できていない人が増えている、利便性が向上しているとか、こういった状況なのかというところで、どう受け止めていらっしゃるか、今後の利用増加の見通しのところもお伺いできればと思います。

もし電子申請によってリアルなサービスが削減できているのだとすれば、そこがより業務的には効率的になっているのかなというところがあるので、知りたいというところでございます。

それから、高齢者スマホ教室の取組、これは増やしていただいているということで、そして、効果があるということで、よいことだなと思っておるのですけれども。

これ、増え方のところで言うと、スマホよろず相談が結構利用者が伸びているのかなと思うのですけれども、はじめてのスマホ体験教室、スマホ入門、ワンポイント教室、スマホよろず相談に対する役割や、これがいいみたいなのがあれば、少しご見解をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、デジタルツールの利用拡大、これも行政の業務の効率化にかなり役に立つということで、今進められているところなのですが、これを進めていく上で、ローコードツールやRPAツールを導入されたときの効果測定を今後どのように図っていかれるのかと。これによって、自動化したりして、業務量が削減されたときの、例えば削減時間とかを測定するとか、そういったところが確認できるようにお考えなのかというところをお聞かせください。

それから、最後に、チャットGPTの利用状況です。こちら、ご説明の中で、当初に比べて利用が落ち着いてきたというところなのではございますけれども、現在の利用割合、全体の職員の方の中での利用割合はどれぐらいなのかというのを教えていただければと思います。

○河西情報戦略担当課長

まず1つ目、品川区電子申請サービスの利用状況に関して、窓口での負荷はどれくらい減っています

かということだったのですけれども。こちら、窓口の繁忙状況に関するデータは今お手元にございませんで、その代わり、品川区電子申請サービスの利用登録者数、利用状況のデータを口頭でお伝えします。

今現在、利用登録者数は1万9,954、内訳としては、一般利用者が1万9,358、法人利用の団体が568、代理人が28。

申請数としては、最新のデータで7万671件になります。この件数というのは申請件数になりまして、この分、窓口での件数が減っていると捉えることができますので、少なくともデータとしては、家からの申請が7万件、その分、窓口の申請が減っているということで、ご報告させていただきます。

2つ目になります。高齢者スマホ教室の取組に関しまして、こちら、複数の教室を実施しております。実績といたしましては、令和5年度、体験教室として176人、よろず相談で763人、受講いただいております。

こちらの教室に関しましては、ワンポイント教室が、こちらは1回の完結の教室で、はじめてのスマホ体験教室、スマホ入門というのが4回ワンセット、スマホよろず相談というのが、スマホに関する相談、30分1コマで受けているものになります。

今年度は、はじめてのスマホ体験教室では、はじめて講座という1つの講座だけですが、来年度からは、アプリの利用に関する講座を進めまして、スマホを使えるだけでなく、そのスマホを使ってアプリ、ひいては、最終的には品川区電子申請サービスがご利用いただけるようなところまでできれば非常によいのかなと考えているところになります。

3つ目になります。RPAツールの効果測定に関して、RPAツールに関しましては、なかなか効果測定するのが難しい分野のものでございます。一つご報告させていただきますと、当初、先ほどご説明いたしましたしながわ活力応援給付金業務、こちらに関しては、データのほうを取りまして、7,811時間の業務削減ができたというところを計算しております。

今現在では、先ほどご紹介した業務数、23業務で新たに今年導入する予定なのですけれども、こちらに関しても、何らかの実績、どれくらい効果が出ているかというところ、こちらもどういった計算の仕方ができるか今検討中ですので、こちらも、できる限り効果のほうを皆さんにもお知らせできるようにしていきたいと考えております。

最後になります。チャットGPTの利用者ですが、こちら、一日平均で20~30名利用しております。先ほどご紹介しましたが、チャットGPTを業務のツールと考えているのが、こちらの20~30名になりまして、何かあったときに、チャットGPTでやるよですとか、チャットGPTでやってみてという、使いこなせるようになってきた方が、多分これくらいの人数になっていると。

まだチャットGPTに関しては、利用が定着していないというところもございまして、ちょうど今日、追加の研修を実施しておりますので、さらにチャットGPTを使いこなせるようになって、それが業務の効率化につながるよう進めていきたいと考えております。

○山本委員

それぞれご説明ありがとうございました。

まず電子申請サービスですけれども、7万件を超える申請で、その分、窓口業務が減っているというのは、とても大きいなと思います。さらに進めていただきたいと思います。

そこで、窓口業務が削減できているということは、その分新たな業務ができる、働ける時間ができるわけなので、ぜひともそれを各課のほうで有効にご活用いただけるような連携を取っていただきたいな

と思っております。

高齢者スマホ教室、ご説明ありがとうございました。来年度に向けて、それぞれ工夫をして進めていただけるということで、より効果的になるように、そして、品川区がやっているアプリなどをうまく使えるような形で進めていただきたいと思います。

デジタルツールの活用のところ、効果測定のところはなかなか定量化するのは難しいというご発言もありましたけれども、ぜひ、できる限り見える化をしていただいて、業務量の削減を進めつつ、前向きな業務にぜひ力を注いでいただけるような環境づくりを、デジタルを使ってやっていただきたいと思います。

最後に、チャットGPT、これ、毎日20～30名というのは、全職員の割合からするとあまり多くはないのかなというところは思っております。そして、研修をされるということですが、これは何名ぐらいの方を対象に、何回ぐらいご予定されているのでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

追加の研修になりますが、本日午後、2コマ実施予定になっておりまして、1コマ30名です。なので、合計で60名の研修になります。

○山本委員

30名ぐらいということで、分かりやすく説明するには、それぐらいの人数が適切なのかなと思ながらも、全体の職員の方々の人数からすると、やはりまだまだ多くの方々に使ってもらえるような環境を整えてということが大事なのかなというところだと思えました。

それに対する考え方とか、課題と感じていらっしゃるかどうか、どのようなことが課題かとか、コメントいただけるようでしたら、お願いします。

○河西情報戦略担当課長

チャットGPTのほうも日々日々進化しておりまして、新しい機能が追加になったりしております。そちらに関しても、我々、情報をキャッチしまして、効果的な使い方、一例を紹介しますと、プロンプト例のひな形の利用機能というのが最近になって上がりまして、よく使う質問のやり方、そういったものを、ひな形から自分の用途に合わせて編集して利用できるような機能も出ておりますので、そういったものを庁内のインフォメーションを使って見ていただきながら、利用のほうを促進していきたいと思っております。

○山本委員

やはり使えば効果的だということだと思しますので、ぜひ多くの職員の皆様に使っていただけるように、研修とともに、それ以外の様々な工夫を進めていただきたいと思います。要望です。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

まず最初に5ページですが、オンライン受付状況です。当初、洗い出しというのを、このオンライン化を進めていく上で、各現場にどういうものがオンライン化できそうな業務ですか、手続ですかということで、出たのが最初に出ている1,296。これを新たに手続を実施して、1,661に拡大したということなのですが。

この増えた要因というのですか、どうして増えたのかと。結構な数増えているので、それをお聞きしたいのと、今後ともこういう洗い出しというのを定期的にやっていくと、まだまだ増えるよという見通

しを持っていらっしゃるのか、そこについてお伺いします。

○河西情報戦略担当課長

こちら、品川区でも今頑張って手続のオンライン化を進めておりますが、ほかの区でもやっております。お話ができた大田区の例でいきますと、大体3,000手続あると。その話を聞いたときに、やはり品川区は少し少ないのではないかとこのころがございまして、具体的には、ホームページで公開している手続情報を全て洗い出しました。そうすることによって、最初の申告で上がってこなかったものが見えてきたという状況になります。

ですので、今回一通り洗い出したつもりではありますが、ほかの区との差分がやはりどこかありますので、何が我々にはなくて、ほかの区はどういったことをやっているかというところ、こういったところを注視しながら、手続に関しても漏れがないか確認していきたいと考えております。

○塚本委員

では、今回は現場に改めて聞いたというよりは、そういう所管のほうでホームページを検証して、この追加の手続を洗い出したと、こういうことなのですか。

○河西情報戦略担当課長

具体的に申しますと、まず我々、情報部門のほうで手続を洗い出しまして、これは対象ではないですかという一覧を各課に配りました。その結果、これは違いますよというのを落としていただいて、最終的に集まったのが、この1,661になっているというところで、ご報告させていただきます。

○塚本委員

このオンライン化の話は、区民の方からは、やはりこういうのはオンライン化にならないのとか、こういうのは何で今は紙なの、郵送なのとか、よく聞くことはあるのです。そうすると、もしかしたら、オンライン化はこれからどんどんされていくのだよという中で、まだ時間的に、手続としては対象に挙がっているけれどというのではなくて、埋もれているというのもあったのだなというのが、今の話で分かったのですが。

そういう意味では、まだ埋もれているものは、大田区とは規模が違うから、手続数の違いというのがあるのか、やることは一緒だったら、手続数は一緒だから、もしかしたら大田区ぐらい対象になるのはあるのかもしれないという見方もできるのですが。

そのところについて、なかなか所管だけでは洗い出し切れないところはあると思うので、現場のほうに、オンライン化できるような手続を対象に挙げていけるようなやり方というのは考えたほうがいいのかとも思うのですが、今どのようにお考えですか。

○河西情報戦略担当課長

今、大田区から、どういうやり方を取られたかというお話を聞いております。ですので、それが品川区でも利用できるようであれば、まねさせていただいて、検討を進めていきたいと考えております。

○塚本委員

漏れなく、なるべく全てオンライン化できるものはできるようにということで、進めていただきたいと思います。

次に、システム標準化の状況のところなのですが、いよいよ令和7年度の末には一部のシステムが標準化で稼働するということまで来ましたが、ここで一覧表に出ている18の業務の中で、随意契約とプロポーザルというふうに分かれているものがあって、随意になるのか、プロポーザルするのかというところの線引きは、どういう理由によるものかということと、情報提供依頼書（RFI）、これ

を出していただいているということで、結局、これによって、対応可能事業者というふうにもなっていますが、この事業者が、今までやってきた品川区の維持管理してきたシステムに対して、何か改善とか改修を行うということの前提でのRFIの依頼ということなのかというところでお伺いしたい。

○横田情報推進課長

1点目の随意契約、プロポーザル、どのように決めたのかというところなのですが。こちらの全事業者、システムベンダーに対して、もしプロポーザルをやった場合に引き受けられますかというような調査を情報提供依頼という形で出しております。基本的に、令和7年度末までという短い期間になりますので、既存のベンダーも、今ある顧客以外は引き受けられないという事業者が多くて、それでも引き受けられるよと答えられたのがプロポーザルを実施しているというような形になります。ですので、ほぼ今やっている事業者しかできないよという回答は受けているところでございます。

2点目の、これまでのベンダーが改善とか改修を前提としているかというところでございますが、基本的に、システム標準化というところで、これまで各自治体が、自分たちの事務に合うような形でシステムを構築してきたところを、国が定める標準仕様書に準拠した形でシステムをつくり直さなければいけないというところで、システム事業者も全てアプリをつくり直すというような形を取っております。

○塚本委員

後半のほうなのですが、国がシステムの標準化ということで、各自治体同じ仕様に基づいてシステムをつくると、アプリをつくると。そうすると、今あるものがどういうものかということがネックで、事業者がもう決まってしまうと、こういうことなのでしょう。同じものをつくるなら、その仕様が公開されていれば、どの事業者でもできて、そこは純粋な価格競争で、よりよいところを選定するみたいな話があるのではないかと思います。そのところをお聞かせください。

○横田情報推進課長

全て同じシステムなので大丈夫なのではないかというところなのですが、各自治体、それぞれ今までシステムをつくり込んできているので、今ある現状と標準仕様書のギャップを分析して、標準仕様書に合うような形に事務を見直すというような作業をシステムベンダーと一緒にやっていく必要がございます。その作業はどうしても工数はかかってしまうというところで、各事業者がなかなか厳しいというところ。

あとは、システム移行が、今、カスタマイズだらけのシステムから標準仕様書に準拠したシステムになるということで、移行作業が非常に大変ということがございまして、そこで時間をどうしても要してしまうというところで、既存の今契約している自治体しか引き受けられないというような状況が起きているというところでございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○筒井委員

私からは、オンライン受付状況とか、電子決済のところ、5ページのスライドのところだと、445手続が、押印が必要であるため、オンライン化できなかったということで、それを省略可能とするということで、これも、445手続全部、押印を省略、完全に可能とするということによろしいのでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

押印省略に関しては、2つの目的がございまして、今のオンライン受付できるようにするという話と、

財務会計の電子決済ができるようにするという2つの目的で動いております。

具体的には、対象は4つになりまして、その中でも代表的なものが請求書、もう一つが見積書になります。

こちらも補足させていただきますと、ただ単に押印しなくてもいいよ、省略してもいいよというわけではなくて、請求書であれば、例えば、発行責任者、担当者の氏名・所属・電話番号の記載によって押印省略していいですよ、見積書であれば、見積書発行主体の記載が確認できることによって押印省略していいですよというような運用を、2月1日からしております。

ですので、先ほどご説明した請求書ですとか見積書が必要な手続に関して、オンライン化できると。こちら、445手続記載しておりますが、こちらの中でも、請求書、見積書以外の押印が必要なものがございましたら、そちらに関しては、今回のタイミングではオンライン化が難しいというものになりますので、あくまでも請求書と見積書に係る手続ということで、ご回答させていただきます。

○筒井委員

やはりオンライン化を進めるためには、脱炭素ということも国のほうでも言っておりますけれども、こうした押印もどんどん省略していただきたいと思いますと考えているのですけれども、区としても、このオンライン化を進めるために、そうした規制だとか、規則だとか、そうしたものの改善・改正を関係機関とか国とかに要望するということはあるのでしょうか。ぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田情報推進課長

押印省略化につきましては、会計事務規則の改正をしたところでございます。

そのほかにつきましては、今これから取りかかるところなのですが、アナログ規制というのを国のほうでやっております、その辺りで、どういったものがデジタル化できるのかというのを、これから調査をしてみるところでございます。

○筒井委員

ぜひ、どんどん進めていただきたいと思いますと思っております。大田区の話も出ましたけれど、特別区長会とかを通じて、そうしたオンラインの需要は非常に高まっているということで、ぜひ、そうしたところに対してお声がけをしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

あと、6ページのマイナンバーカード交付率のところ、今後はマイナンバーカードの利活用も推進していきますということなのですが、具体的にどのように利活用されていくのか。このことについて利活用していきますよということ、現時点で固まっているところがあれば、教えてください。

○横田情報推進課長

先ほどのあくつ委員のところと重複してしまうのですが、少し省略して、一応予定しているところがデジタル通知ということで、区民のスマホにデジタル的に通知するサービス。

2点目が、おくやみコーナーで、マイナンバーカードの券面アプリを利用して、住所・氏名・生年月日・性別などを入力するようなシステムを導入したいというところ。

3点目が、ふるさと納税のワンストップ特例サービスができるようにしていきたいというところになります。

大きくは以上になります。

○筒井委員

あと、窓口キャッシュレス決済の利用状況で、9ページのところなのですが、子育て世代が8割

キャッシュレスということで、私も窓口に行ったときにキャッシュレスで決済させていただいて、非常に便利だなと思ったのですけれど。広く捉えて、窓口にはキャッシュレス化が進んでいると思うのですけれども、端末自体が結構足りなくて、同時に来た場合、端末が1個しかないので、少しお待ちくださいとかいうこともあったので、ぜひ端末を増やしていただきたいなと思っているのですけれども、その点、お考えはいかがでしょうか。

○横田情報推進課長

キャッシュレス端末の台数を増やせないかというところでございますが、今現在、例えば、戸籍住民課ですとか、税務課ですとか、地域センター、大体15～20%ぐらいの利用率になっております。その辺りの利用率も含めまして、今後、台数を増やすかどうかというのを検討していきたいと思っております。

○筒井委員

今後やはり拡大が予想されると思っておりますので、端末の増設等、ぜひご検討ください。

あと、10ページの高齢者スマホ教室ですけれど、大体今、高齢者の方もスマホはかなりなじんできておまして、基本的な操作はできている方が増えてきているのかなと思っております。ただ一方で、はじめてのスマホ体験教室とか、基本的なことを教えていただく教室というのは引き続きやっていただきたいのと同時に、やはりもうそろそろ慣れてきた高齢者に対して、基本アプリ講座というのをやると思うのですけれども、そうした応用編みたいな講座も増やしていただきたいのと、教室がせっかくあっても、現場まで行けないという方も当然いらっしゃるかと思うので、当然、現場でないと教えられない操作方法とかあると思うのですけれども、かなり一般的に抽象的に教えられる操作方法というのは、オンラインで、それこそYouTubeとか動画の配信で、後からアーカイブで見られるようにしていただければ、高齢者にとってもありがたいかなと思うのですけれども、そのオンライン配信、アーカイブでの配信ということについて、いかがお考えでしょうか。

○横田情報推進課長

こちらにつきまして、高齢者地域支援課の事業になりまして、正直、我々のほうで答えが難しいのですが、これまでやってきたスマホ教室のほかに、例えば、総務省のほうで、デジタル活用支援推進事業というところで、通信キャリアに委託してショップでスマホ教室を実施していたりですとか、東京都で高齢者向けスマホ普及啓発事業で、スマホの体験会とか、相談会とか、似たような事業も少しやっていたりしますので、こういった国ですとか都の動向も見ながら、他自治体の動向も含めて注視していきたいと考えております。

○筒井委員

そうした国とか都の事業の周知とかも、区の事業のついでに広報していただくとありがたいので、その点も含めて、ぜひ高齢者スマホ教室を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

そして、最後に、19ページのテレワークの実施状況で、新システムでかなり便利になったというようなことが書いてあるのですけれども、この新システムというのは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○河西情報戦略担当課長

新システム、ちょうど先月から稼働を始めているシステムになりますが、イメージでお伝えしますと、今まではテレワークするときは、テレワーク専用端末というのをグループウェアで設備予約して、それで借りてきて、それで家へ持って帰ってテレワークしますとか、いろいろ手続が必要でした。

今回導入した新システムは、自分の職員端末をそのまま家に持ち帰って、Wi-Fiルーター、決

まったルーターなのですけれども、そちらを使うことによって接続できると。ですので、予約する必要もないですし、取りにくる必要もないというところで、ハードルが下がったものになります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかになければ、以上で本件および特定事件調査を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こんの委員長

次に、予定表2のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

では、この案のとおり申し出をいたします。

(2) その他

○こんの委員長

次に、その他でございますが、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

特にないようでしたら、正副より2点ご案内させていただきます。

まず、活動現況報告について、ご案内させていただきます。

去る1月25日の議会運営委員会におきまして、議長より特別委員会の委員長に対し、委員会の活動現況を報告してほしい旨の依頼がありました。

したがいまして、当委員会のこれまでの活動現況を報告させていただきたいと思ひます。文面につきましては、正副委員長にご一任させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。そのように報告させていただきます。

次に、今期の当委員会としての調査項目に関するまとめの取り扱いについて、ご案内させていただきます。

当委員会も、予定ですと残りあと2回を残すのみとなってまいりましたので、当委員会のまとめにつきまして、ご意見を伺いたいと思ひます。

正副委員長といたしましては、今期付託されました2つの調査事項全てについて、まとめを作成していく方向で、また、まとめの作成に当たっては、委員会の総意で進めてまいりたいと考えております。

なお、新庁舎等に関する事、および行政のデジタル化に関する事、どちらもまとめを作成する場合は、本日の議論の内容も含めることを検討しております。

参考資料といたしまして、皆様に、前回までの当委員会における主なご意見等を整理したものを、机上配布させていただきました。こちらを参考にさせていただきながら、まとめを作成していくかどうかについても、ご意見をいただければと思います。

それでは、ご意見ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。特にご意見がないということですので、それでは、まとめの案文につきましては、まず正副委員長で検討させていただきたいと思います。

なお、新庁舎等に関するもののうち、新庁舎の基本設計について、および公有地の活用について、また、行政のデジタル化に関するものについては、次回の委員会で、本日の議論の内容も含めた形でまとめの案文をお示しし、皆様のお考えをお伺いしたいと思います。

なお、お手持ちの参考資料をもとに案文を作成したいと考えておりますが、万一、追加したい項目がございましたら、各会派で取りまとめた上、3月6日水曜日までに、事務局宛てに文書でご提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後0時39分閉会